Title	ドイツ売買論の現在:「異なる物の給付保持」と「追完請求権の範囲」
Author(s)	田中, 宏治
Citation	北大法学論集, 72(4), 350[1]-294[57]
Issue Date	2021-11-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/83395
Туре	bulletin (article)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	lawreview_72_4_05_Tanaka.pdf ()



# ドイツ売買論の現在

― 「異なる物の給付保持」と「追完請求権の範囲」

講 紹演 介

田中宏治/吉田邦彦/林誠司/曽野裕夫/林耕平/根本尚徳/得津晶 田中宏治

吉田邦彦/林誠司

北法72(4·350)1308

[1]

 $\mathbb{H}$ 

中 宏

治

紹

介

\*これは、 令和三年 (二〇二一年) 五月二一日に、 北大民事法研究会および北大民法理論研究会が共催した、 田中宏治教授

(千葉大学)の講演および討論の記録である。

林誠司 法務研究科教授に着任され、二〇一七年四月より現職に就かれています。 二〇〇一年二月にはフライブルク大学から修士号を授与されています。ご帰国後、二〇〇九年四月に千葉大学大学院専門 なられた一九九九年に、ドイツ学術交流会DAADの長期奨学生としてフライブルク大学法学部の修士課程にご入学され 法学政治学研究科へ進学され、 の売買法についてご報告をいただきます。本題に入る前に、私から田中先生の御略歴などを簡単に紹介させていただきます。 本日のレジュメの冒頭にもありますけれども、田中先生は一九九一年三月東京大学法学部をご卒業後、東京大学大学院 (北海道大学大学院法学研究科教授) 一九九七年に大阪大学法学部助手に着任されています。その後、大阪大学法学部助教授と 本日は、千葉大学大学院社会科学研究院教授の田中宏治先生をお迎えし、ドイツ

学の図書館にも所蔵されていますので、どうぞご覧になってください。 度の民法改正による四二二条の二の制定にあたり、 請求権と履行不能』という研究書を刊行されていらっしゃいます。今、 償請求権と履行不能」というテーマです。このテーマに関して先生が一九九八年に阪大法学に公表されたご論文は、この 後に先生からもお話があると思いますが、先生ご自身がライフワークとして位置付けていらっしゃる研究テーマは、「代 二○○九年)において学術論文として唯一引用されております。また、二○一八年には、 『詳解・債権法改正の基本方針Ⅱ・ 私の手元にあるこちらの本です(と本を示す)。本 ---契約および債権一般 (一)』 (商事法 信山社から、 その名も

中君との一〇年は、

·彼はご覧のように童顔なものですからもっと若いと思っていたので-

―、かなりギャップを感じるのです。

でも民法や民事訴訟法の分野などにおいて名高いディーター・ライポルト 二月に『ドイツ売買論集』という研究書を、 先生のもう一つの主な研究テーマは、 本日のご報告に関連する売買法です。このテーマに関しても今年(二〇二一年)の 信山社から刊行されています。 (Dieter Leipold) 先生ですが、 先生のフライブルク時代の指導教員は、 この『ドイツ売 日本

買論集』は、先生とライポルト先生の共同研究の成果であるとのことです。

ライポルト先生などと意見を交わしたりする様子は、 ライポルト先生をはじめドイツの先生方との交流の様子が描かれています。 この本の執筆に至る経緯については、『ドイツ売買論集』 先生の研究生活の充実ぶりを伝えるくだりとなっています。 0) 「序章 上梓の経緯」に記されています。 特に先生が夏休みや春休みにドイツを訪 そこには 先生と

さらに吉田先生、ご紹介をお願いします。 本日は、「ドイツ売買法の現在」というテーマでご報告をお願いしております。

も田中先生の本を持参して、今日参加しております 吉田邦彦 (北海道大学大学院法学研究科教授) 民法の吉田でございます。 (と二冊の本を示す)。 今日は福島から参加しておりますけれども、

君の紹介にもありましたけれども-ということなのです。 文を発表されております。 先輩後輩の気安さから「田中君」と言わせてもらいます。 井先生と色々雑談をしていて、 田中君はもっと年下だと思っていましたら、 瀬川先生と私とでは問題意識もかなり近いように自覚しているのですけれども、 その成果が、ごく最近出ました『ドイツ売買論集』という本だと思うのです。 おそらく東大系列では最もドイツ法に習熟して、近年も千葉大学の紀要に立て続けに論 田中君のことを聞く機会はあったのですけれども、 丁度私より一〇年下、私は一九八一年卒で彼は一九九一 今日ご列席の瀬川先生は私の一○歳年上の大先生なのですけ 瀬川先生との一○年と違って、 田中君は、 田



田中宏治教授のオンライン研究会風景(2021年5月21日 撮影吉田邦彦)

うこと、②もう一つは、

やはり平井先生との関わりもお話しし

民法・ドイツ債務法の面白さを是非お話しいただきたい、とい

ら直ぐ引き受けてくれたのですけれども、

その際に、

①ドイツ

します。本当に今日は有り難うございます。の方にバトンタッチしたいと思います。では、宜しくお願い致の方にバトンタッチしたいと思います。では、宜しくお願い致私があれこれ言うのも時間がもったいないので、早速田中君

より感謝しております。はお忙しいところ、詳!

ていただきたい、というようなことをお願いしたところ、

今回

詳細なレジュメも出してきて下さって、

今回新学期のお忙しいときに「ちょっとお願いね」と頼んだんでおられるというのが伝わってくるのです。ルト空港に降り立つと、乾いた空気が全身を包み、生まれ変わった気持になる」云々と続いていって、非常にドイツ民法を楽しんでおられるというのが伝わってくるのです。

講演

だき、大変恐縮しております。また、吉田先生から当初この報告のご依頼をいただきましたときには、気楽に、 用意致しました報告原稿に沿って、ご報告をさせていただきたと思います。 言うよりもさらに雲の上と言うべき瀬川先生もご参列下さっていて、予想外のことで、大変恐縮しておりますが、予定通り 手の研究者向けにということを承っていたのですけれども、 田中宏治 (千葉大学大学院社会科学研究院教授) はい。 田中です。只今、林先生、 この画面を拝見しますと、 吉田先生からまさに身に余るご紹介をいた 目上の藤原先生、 あるいは目上と 中堅 ・若

### 一はじめに

ドイツ新債務法 (二〇〇二年施行) を考察するものです (「ドイツ新債務法」 と言いますが、これは、ドイツ民法の債務関係法 、信山社、令和三年二月)に基づくものです。これは、ドイツ民法学上の「売買」に関する論文集でございまして、とりわけ まず、この報告は、 先程、林先生と吉田先生からもわざわざ画面越しにまでお示しいただきました. 拙著 『ドイツ売買論集』

#### (二) 経緯

日本で言う債権編に相当するものでございます)。

(a) 以前の経緯

この研究会にお招きいただい た直接の、 吉田先生からの経緯は次にお話し致しますが、 その前に、 このお方々がいなけ

れば、 本報告は実現しなかったお二人の先生方のご学恩に対する謝意を表することから始めさせていただきたい、と思い

第一に、民事法研究会の発起人であられます五十嵐清先生(大正一四年(一九二五年)五月一二日~平成二七年(二○一五年)

瑕疵担保責任論の先学であられることは別といたしましても、フライブルク大学にDAAD(ドイツ学術交流会)で留学さ 報告をお引き受けするに当たり、五十嵐先生の「民事法研究会」だということが第一の動機になりました。 れた大先輩です。先生には、当初の留学(一九九九年~二〇〇一年)の前後から、大変親身に励ましていただきました。今回 九月一二日)は、(私の――先程、林先生からご紹介いただきました――ライフラークの) 不能論や(今日のこの報告の中心をなします)

えが私の研究の土台となっております。当時、一九九六年九月に北海道大学のシンポジウムに平井先生が招かれまして、 二五年(二〇一三年)一一月二六日)は、大学院生時代(一九九一年~一九九七年の六年間)の指導教官でございまして、その教 その際の北海道旅行が「非常に楽しかった」と語っておられたのが強く印象に残っております。 第二に、――これも吉田邦彦先生から只今ご説明いただきました――平井宜雄先生(昭和一二年(一九三七年)四月一九日

## (b) 今回の経緯

に平井先生のお蔭です。 られたと思います。そのような存在でしかない私が今日この研究会報告のお招きを吉田先生からいただけたのは、ひとえ の指導学生だった私については-――只今吉田先生がまさにご説明くださったように――「院生の田中君」という程度の認識であ

吉田邦彦先生は、当時から平井先生との間に緊密な学問上の交流があったことは平井先生から伺っておりましたが、そ

なお、吉田先生と私との学問は、 今回の『ドイツ売買論集』よりもむしろ、前著 『代償請求権と履行不能』 (信山社、 平

三〇)において深く関係しておりますが、詳細は省略いたします。

また、研究会幹事の林誠司教授には、 初顔の私のために、今日のご紹介はもちろん、それ以前から微に入り細にわたっ

様に心よりお礼を申し上げます。 五十嵐先生、 平井先生、 吉田先生、 林先生はじめ、この拙い報告のために本日ご臨席いただいております二十余名の皆

てご高配を賜りました

拙著 『ドイツ売買論集』 の簡単な紹介

『ドイツ売買論集』は、

自身の既発表の論文を一部底本としつつ、全体の半分以上を新規に執筆致しました。

-先程これも林先生・吉田先生からご紹介いただきましたけれども-

私の二冊目の本です。

①前著がラ

を絞った論文集であるという形式の違い、③前著が歴史的資料と外国法文献を網羅的に分析した包括的研究であったのに ター・ライポルト先生との共同研究であるという方法の違い、②前著が単行論文でありましたのに対し、 イフワークの単独研究であったのに対し、 二年前に上梓致しました前著『代償請求権と履行不能』と同様の基礎研究書ですが、三つ違いがあります。 本書は ――これも先程林先生からご紹介いただきましたけれども-本書は論点に的 ドイ ツのディ

ら選び出され、そして私が、 そして、この拙著で考察した一○の論点は、すべて共同研究者のライポルト教授によってドイツ新債務法の論点の わが国に紹介する意義があるか否か、 という基準で選定したものです。 拙著ではそれらを 中

○の章に配列し、これを敷衍した日本法の解釈論を結章として付しました。

対し、本書は専ら現代ドイツ民法学の成果だという内容の違いです。

北法72(4:344)1302

# (四)報告の内容と順序

わりに」として一言させていただきます(四)。 本日は、「異なる物の給付保持」(第三章)(二)と「追完請求権の範囲」(第七章)を報告致します(三)。そして最後に「お

発展のプロセスが顕著なため、それを紹介したいと考えました。いずれも、ドイツ法を先に、日本法を後に説明します。 義があると考えました。また、追完請求権の範囲の問題は、学説・判例・立法が協同して論点を発見し解決するという法 古典的論点と言えるものでありまして、判例が未だ無いため議論され続けている有名論点であるため、本日ご紹介する意 なぜ一○章の中から右の二章を選んだかと申しますと、まず、「異なる物の給付保持」(Falschlieferung, "aliud")は、 既に

# 二 異なる物の給付保持 (拙著「第三章」一○七頁~一三一頁、「結章 第四節」三八三頁~三九五頁

 $\mathit{Musielak}$ )(一九三二年一二月二八日〜)の設例が分かりやすいので、それを用います。すなわち、 $^{(1)}$ 異なる物の給付とは何かについては、当初議論をリードした、ハンス・ヨアヒム・ムズィラク教授 (Hans-Joachim

製の三一八iという車種の高級自家用車を引き渡してしまった場合において、買主はBMWを保持できるか否か。 フォルクスワーゲン社製のゴルフ(という車種の大衆向け自家用車)を売却したところ、誤ってBMW(ベーエムヴェー)社

他の設例として、銀の時計を売買したところ金の時計を引き渡したというものでも構いません。いずれにしても、 約定 [8]

なります(ドイツ民法八一二条一項)。 務の履行としてではなく、 異なる物を当該売買契約から生じる引渡債務の履行(弁済)として引き渡した場合でなければなりません。 らず受領した事例です(高価な物でなく安価なものであれば買主は保持を主張しないので問題が生じません)。さらに、売主がその の目的物とは異なる物でかつ高価な物が提供されて買主が 単に引き渡したのであれば、 原則は、不当利得の問題となり、 現実には異なる物であるので-買主に返還義務が生じることに 一受領を拒絶できたにもかかわ もし売主が債

# (b) 特定物売買とは(拙著「第二章 第三節一」五九頁~六一頁)

## (長男打走

で履行することができる(erfüllüngstaugliches Exemplar der geschuldeten Gattung)売買です(ドイツ民法二四三条一項)。 Gegenstand)、すなわち特定物 両者の区別です。 種類に着目して取引した物、すなわち種類物 ておきたいと思います。まず、定義としては、特定物売買(Stückkauf)とは、物の個性に着目して取引した物(individualisierter 以下、この論争に入ってゆく前に、 (Speziessache) を目的物とする売買です。それに対し、 それが前提としている、 (Gattungssache) を目的物とする売買、 特定物売買・種類売買の困難な区別につい つまり、合意された種類に属する物 種類売買(Gattungskauf)とは、 て簡単に説明し 問題は

されたレシートを持って商品引渡所で受け取り、 ウェーデン発祥の世界最大の家具量販店)のような― にしてレジへ持って行くときに、それは種類売買でしょうか、特定物売買でしょうか。たとえば、 たとえば、書店やスーパーマーケットやコンビニエンスストアのようなセルフサービスの商店の中で客がある商品を手 椅子は小さいので直接レジに手で持って行って支払を済ませた、と仮定 -大型家具店で机と椅子を購入する際に、机は大きいので支払時に打ち出

します。このとき、机が種類物であることについて異論はありません。では、椅子は種類物・特定物のどちらでしょうか。(⑹

## ②種類物説

なことは契約内容には影響しない」から種類物だと主張します。 (エシ) まず、上のイケアの設例を挙げたアケルマン教授は、「契約締結の際に目的物が目の前にあるかどうか、という外面的

## ③特定物説

これに対し、レジに持って行けば目的物は特定する、という主張もあります。

### ④まとめ

どちらがオーソドックスなのか難しい問題ですが、本報告では、種類物説を多数説として扱います。 いずれにしろ、種類売買・特定物売買の区別が困難なときがある、という点が重要です。

## (二)解釈の出発点

るからです。すなわち、

売買と種類売買との区別をせずに、買主の異なる物の給付保持を肯定すべきように見えます。なぜならば、次の規定があ では、異なる物の給付保持の論点に戻ります。差し当たり出発点として売買の規定に目を遣りますと、そこでは特定物、

# ドイツ民法四三四条三項【物の瑕疵】

売主が引き渡した物が異なる場合または不足する場合にもまた物の瑕疵がある(傍点を付けた)。

インとは異なる物か――を無用とすることにあります。 疵ある物(peius)」か「異なる物(aliud)」かの区別-つまり、異なる物の給付は、瑕疵ある物の給付となります。この規定の存在意義は、とりわけ種類売買において困難な、「瑕(ミン) ―たとえば、グリコールという不正添加物入りワインは瑕疵あるワインかワ

定されることになりそうです (肯定説=多数説)。(33) ですから(ドイッ民法四三九条五項)、売主の方からは返還請求することはできない、つまり買主の異なる物の給付保持が肯 そうだとすると、買主の方が本来の目的物を代物請求するときにだけ、それと引換えに異なる物を返還義務が生じるの

# (三) 肯定説が素直な解釈か?

買主は、その受領を拒むことができます。そのときは、買主の履行請求権は、存続します。それに対し、異なる物が債務

これをもう少し詳しく説明しますと、まず、異なる物が売買契約から生じた売主の引渡債務の履行として提供されても、

に契約改訂に応じない限り――できません。 の履行として受領されてしまうとどうなるか、が問題です。まず、売主が高額な売買代金を請求することは -買主が任意

返還が引換給付になる)ことができないからです。つまり、異なる物を給付された買主は、 を保持しつつ追完請求権を行使する(修補請求であれば保持し続けるし、代物請求であれば瑕疵の無い代物引渡しと瑕疵ある目的物 一般に、瑕疵ある物を引き渡された買主は、目的物の返還義務を負いません。なぜならば、そう解釈しないと、 追完請求権を取得するから、 目的物

れと矛盾しないように、買主に異なる物の給付保持が認められる、という解釈(以下では肯定説と呼ぶ)です。 (※)

る小型自動車とみなされる)を引き渡したときも、妥当するものと主張されます。 そしてこの肯定説は、馬の売買で牛(瑕疵ある馬とみなされる)を引き渡したときにも、小型自動車の売買で戦車(瑕疵あ

# (四)法案理由書の否定説

理由書は、売買を特定物売買と種類売買に分け、次の解釈を示します。 肯定説に対し、保持を否定する解釈(以下では否定説と呼ぶ)も有力です。その主たる論拠は、新債務法の法案理由書です。

# (a) 特定物売買における異なる物の給付

と言います。 であり、その返還義務を買主が負う(ドイツ民法八一二条一項)。したがって、買主の異なる物の給付保持は、否定される. 来の給付が実現せず、債務は弁済されていないので、本来の履行請求権が存続する。他方、異なる物は、買主の不当利得 の給付だ、と言います(特定物売買では同一性のある異なる物はあり得ない)。同一性のない異なる物の給付がなされても、本 まず、特定物売買において異なる物が引き渡されるときは、その給付は、目的物と同一性のない異なる物(Identitäts-aliud)

# (b) 種類売買における異なる物の給付

同一性のない場合です(特定物売買では同一性のある異なる物はあり得ないのに対し、種類売買ではそれがあり得る、と考えるわけ これに対して、種類売買における異なる物は、二つに区別されます。第一に、目的の種類物と同一性のある場合、第二に、

たとえば、新車のゴルフの売買で、色違いのゴルフが引き渡されたときが前者、 です)。前者を「同一性のある異なる物 (Qualifikations-aliud)」、後者を「同一性のない異なる物 (Identitäts-aliud)」と呼びます。 後者の場合においては、特定物売買における異なる物の給付と同様に、買主の異なる物の給付保持は、否定されます。 BMWが引き渡されたときが後者です。

される、 はないため、買主は、 修補または代物請求をすることができる(ドイツ民法四三四条三項、 前者の場合においては、本来の履行請求権が追完請求権に変化するので、買主は、追完として、その選択に従い、 と法案理由書は言います。 異なる物を保持して何もしないでいることもできる。つまり、買主の異なる物の給付保持は、 同四三九条一項 が、これは買主の権利であって義務で 瑕 疵の

## (c) 否定説の結論

の給付保持は、否定される、となりそうです。 ときとないときとがある。 に否定される。 この法案理由書を敷衍すれば、次の結論に至るはずです。第一に、 種類売買においては、 前者においては、買主の異なる物の給付保持は、肯定され、 その種類物以外の物、 すなわち異なる物には、 特定物売買においては、 後者においては、 異なる物の給付保持は、 その種類物と同 買主の異なる物 性がある

民法四三四条三項の規定が無視されてしまうからであり、法文を立法者意思よりも重視するからであろうと思われます。 しかし、この法案理由書の解釈を学説としてそのまま主張する者は存在しないようです。 その理由は、 おそらくドイツ

#### (五) 検討

a

問題

る結論は、まず当事者意思と正面から対立しそうです。

と、給付保持が肯定されそうです。しかし、とりわけ特定物売買における異なる物の給付においては、給付保持を肯定す これを検討しますと、ドイツ民法四三四条三項の新規定が、異なる物の給付を物の瑕疵とみなしたという文理からする

## (b) 当事者意思

ら問題になるのです。つまり、もし、履行としてという前提が欠けるときは、履行にならず、単純な不当利得になります。(※) せん。もちろん、異なる物の給付保持の問題は、ゴルフの売買から生じる債務の履行(33) そして、この問題は、 その意思と言いましても、ここで問題になる当事者意思は、契約成立時の意思であって、弁済時の意思ではありま 弁済時の意思の解釈問題です(ドイツ民法一三三条および一五七条)。 (弁済) としてBMWを引き渡すか

# (c) 不当利得の「法律上の原因

① 総診

Grund)」という要件であることにも留意しなければなりません。 つぎに、保持の決め手になる直 |接の解釈論は、 ドイツ民法八一二条一項の「法律上の原因なく (ohne rechtlichen

題です。この問題については、百家争鳴ですが、以下では、簡単に否定説と肯定説を説明します。 行使するか否かの自由が認められるところ、それがドイツ民法八一二条一項の「法律上の原因」に当たるか否かの解釈問 要するに、異なる物の給付は、ドイツ民法四三四条の規定の「物の瑕疵」に当たるため、買主には追完請求等の 利を

#### ②否定説

ます。したがって、売主の不当利得返還請求権の発生を肯定します。 ローレンツ教授は、ドイツ民法四三四条が適用されることが不当利得法上の「法律上の原因」に含まれることを否定し

#### (学年 大前

示的に肯定する者もいれば、肯定することを暗黙の前提にするだけの者もいます。 のように -法律上の原因」について否定説を採る者は、それが買主の給付保持否定の決め手になりますので、 -明示的に説明するのに対し、 他方、給付保持肯定説を採る者は、「法律上の原因」を肯定するわけですが、 ――ローレンツ教授 明

# (d) 錯誤規定の不適用

#### ① 総 :

適用についても否定しなければなりません。さもなければ、錯誤による取消権行使の効果として弁済が遡及的無効となり (ドイツ民法一四二条一項)、「弁済としての異なる物の給付」ではなくなるため、買主の追完請求権が発生しなくなるからです。

なお、給付保持について肯定説を採るときは、弁済を売主が取り消すことについて錯誤の規定(ドイツ民法一一九条)の

では、肯定説からはどのような論理で錯誤の規定の不適用を導くのでしょうか。

## ②肯定説の論理

ムズィラク教授は、 次のように言います。すなわち、 仮に弁済の錯誤取消しを認めれば、 特定物売買においては常に錯

あろう」、だから錯誤取消しはできない、と言います。 おいては特定物売買に適用されることが明示されていたにもかかわらず、事実上は特定物売買に不適用となってしまうで 誤取消しによって買主の追完請求権が遡及的に消滅させられてしまい、「ドイツ民法四三四条三項の規定は、 立法理由に

## (六) 諸学説の整理

(a) 肯定説(多数説=ムズィラク説

権は無視されてしまうからです。否定説も有力で、しかも近年ではその傾向が強いように感じられますが、この肯定説が ドイツ民法四三四条三項を重視する見解です。すなわち、 もし、 異なる物の給付保持が否定されれば、 買主の追完請求

## (b) 制限肯定説

多数説だと一応言ってよいと思います。

いう批判が向けられるかと思います。 ことができようかと思います。もちろん、この制限肯定説に対しては、「著しく異なる」かどうかの区別が困難であると いときは」という要件を付け加えて縮小解釈をすることになります。その意味では、この学説は、 いと解する説があります。この学説では、ドイツ民法四三四条三項の規定に、「給付された物が目的物と著しく異ならないと解する説があります。この学説では、ドイツ民法四三四条三項の規定に、「給付された物が目的物と著しく異ならな ては肯定説によりながら、給付された物が目的物と「著しく異なる」ときは、目的物の引渡しは無く、担保責任は生じな 次に、これに対し、基本的には文理を重視しつつ、改正前の通説の解釈を活かす見解があります。すなわち、原則とし 制限肯定説とでも呼ぶ

(c) 否定説

採る立場が有力です。

たしかに、肯定説はいささか売主に酷な結論になります。そのため、売主に不当利得返還請求権を認めて保持否定説を(45)

ると言います。以下では、ローレンツ説を紹介しておきたいと思います。 そして、否定説を採る場合にも、一律にこれを否定するのではなく、例外として一般条項を根拠に肯定される場合があ

を受けます。(48) るドイツ民法学(ローレンツ教授も本来はそうである)においては珍しく、思い切った解釈論を打ち出した、という印象 の問題だ」、と言います。このように一般条項を解釈論の前面に出すのは、 ローレンツ教授は、買主の給付保持を肯定するか否かは、売主の不当利得返還請求権行使の「権利濫用(Rechtsmissbrauch) 要件・効果をきちんと解釈するのを良しとす

を受ける権利を失うことを理由に権利濫用となる、と解釈します。 (家) 濫用とはならないけれども、設定された期間の経過後には、 そして、不当利得返還請求権行使は、設定された期間の経過前に本来の目的物給付と引換えになされるときは、 仮に売主の返還請求権行使を認めると買主が追完以外の給付 権利

日本法における「異なる物の給付保持

以上、ドイツの論争を紹介しました。

- a 総説

①総説

では、次に、 日本ではどうか、 以下検討してゆきたいと思います。

[17]

責任として追完請求権が規定されたことから、ほぼ同様の論点が生じることになります。 ド イツの「異なる物の給付」の問題は、 わが国でも、平成二九年改正によって錯誤の効果が取消しとなって契約不適合

#### ②事例

ところ八本引き渡したというのでも構いません。いずれにしても、約定の物より良く、目的物とは異なる物が提供されて クラウンの返還を求めるのに対し、Xは、それを拒んで保持できるだろうか、という問題です。あるいは、ビール六本の 同社製であるがクラウンという車種の高級自家用車をX名義で登録してXに納車してしまった。この場合において、Yが 買主Xは、 −現実には異なる物であるのだから──受領を拒絶できたにもかかわらず受領してしまった、という事例です。 自動車販売店Yからトヨタ社製のカローラ(という車種の大衆向け自家用車)を購入したところ、Yがうっかり

# b 特定物売買と種類売買との区別 (拙著 「結章 第五節四」四〇八頁~四一〇頁

問題の前提として、特定物売買と種類売買の区別がわが国でも困難であることを確認してくことが重要です。

という点が重要です。 には非常に多いにもかかわらず、民法学上は論じられずに参りました。いずれと解釈するにせよ、その区別は容易ではない、 セルフサービスの店舗で客が商品をレジへ運ぶときに、それは種類売買か特定物売買かという問題です。この事案は現実

# (c) 物の数量不適合の扱い

指示売買は、常に特定物売買です。したがって、先述のビールの例は、数量指示売買ではありまん。 法五六五条の規定が数量指示売買という特殊な売買についての規定を設けていたからです。かつての通説に従えば、 「異なる物の給付保持」の論点に戻ります。従来、物の数量の瑕疵は特別な扱いをされてきました。つまり、 改正前民

が必要と解されたからです。 て代金額が定められたこと、と解されていたため なぜならば、改正前民法五六五条の「数量を指示して」の文言は、③目的物の数量が表示され、⑤その数量を基礎とし (通説·判例)、②を満たすためには、その前提として目的物の(st) (55) 「特定」

## ②審議過程

まれるとされ、他方、数量不適合責任は、 ところが、債権法改正の審議過程では、 一年間の期間制限 一方で、数量不足および一部滅失が民法五六二条一項の規定の契約不適合に含 (民法五六六条)に掛からないこととされました。

# ③平成二九年改正後

したがって、平成二九年改正後の契約不適合責任においては、

改正前とは異なり、

物の数量不適合は、

契約不適合

しての特別扱いを受けないことになります (民法五六二条一項)。 つにすぎず、――一年間の期間制限 (民法五六六条) に掛からない (②に述べた) 点を除いて--種類不適合や品質不適合と区別

## ④数量超過

ところで、平成二九年改正前に「数量超過」と言われていたのは、 数量指示売買における数量超過の場合、 つまり、

[19]

(a)

実測面積が約定面積より大きかった場合)です。 特定物売買において目的物を引き渡したところ、 目的物の数量が合意されていたより多かった場合(たとえば、 目的土地の

成二九年改正法における数量超過は、②に加えて⑤も含む、と解されます。 しかし、 り種類売買において、約定数量よりも超過した目的物が引き渡される形の数量超過も想定することができ、

# (d) 弁済としての引渡し

上の原因はないのだから、民法七○三条の規定する不当利得に当たり、買主は、その物を返還しなければならないからです。 でなければ、 この論点で問題となるのは、売主が異なる物を当該売買契約から生じた引渡債務の弁済として引き渡した場合です。そう 民法五六二条一項の規定する「目的物」が「引き渡された」の要件を満たさず、その物を買主が保持する法律

## ②弁済の法的性質

法律行為説」があります。 する行為であり、その給付は法律行為であることも事実行為であることもあるが、弁済自体は準法律行為である、という「準 翻って、弁済とは何か。 弁済の法的性質の問題です。 諸説存在し、まず、②弁済とは、 債務の目的としての給付を実現

定する「性質決定不要説」もあります。さらに、ⓒ同様に、給付に法律行為と事実行為の区別があることを認めつつ、弁 済自体は事実行為だとする「事実行為説」もあります。 これに対し、⑥給付に法律行為と事実行為があることを認めつつ、それとは別個に弁済自体の性質を決定する意味を否

平

③弁済意思を観念するか

定説が有力でありました。(66) りません。少なくとも、引渡しがなされている以上はそれを目的とする合意が認められなければならないからです。 付が弁済としてなされるときであっても、その給付には、売主・買主双方の何らかの意思が含まれていることは間違 従来、そのような給付の意思とは別個の弁済意思を「弁済として」の部分に観念することができるか否かが争われ、 この弁済の法的性質論は、より本質的に、弁済における当事者の意思の問題と言い換えることもできります。異なる給(゚ロ゚) 否

(e) 錯誤規定の「意思表示」

問題となります。 が存在していることは否定できませんので、それが民法九五条の規定する「意思表示」に当たるか否かが避けて通れない しかし、結局、上述の弁済意思については、肯定説と否定説のどちらを採ろうが、弁済の際には、給付の意思〔表示的要素〕

②検討

弁済の錯誤取消しを肯定する解釈には賛成することができません。仮に錯誤規定の適用を認めてしまうと、特に特定物売 これについてもドイツ法 (→ (五) (d)) と同様、異なる物の給付における錯誤規定の適用を否定するべきです。 つまり、

物の給付にも民法五六二条一項の規定が一律に適用されなくなってしまうからです。したがって、弁済は、錯誤の規定 買における異なる物の給付の際には常に売主からの錯誤取消しが認められてしまい、事実上、特定物売買における異なる **(**民

[21]

法九五条)の「意思表示」には含まれない、と解すべきです。

# (f) 平成二九年改正

みられません。平成二九年改正後においても、この問題は正面から議論されていません。 他方、学説を見ておきますと、平成二九年改正前に「異なる物の給付保持」の問題を意識的に論じた学説は、

### ②問題整理

ここでもう一度改正法の解釈問題を整理してみましょう。

るか、は買主の自由だという)民法五六二条一項の規定の趣旨に反するからです。 き渡された物を取り戻され、買主に追完請求権を与えた(そもそも追完請求権を行使するか、修補と代物給付のどちらを選択す た買主にはその物の返還義務がないと解釈せざるを得ません。なぜならば、そう解釈しないと、買主はその意に反して引 つまり、平成二九年改正法では、不適合給付を受けた買主に追完請求権を与えたため、一般に、不適合物が引き渡され

文解釈からすると、保持肯定説となりそうですが、その結論を許してよいのか、という――ドイツと同様の そして、異なる物の給付が不適合給付の一つだとすると、それを保持してよいことになりそうです(肯定説)。つまり、条 問題になります。

# (g) ドイツ法との違い

しかし、 問題は、ドイツ法との明文の規定の違いです。つまり、 わが国には、 異なる物の給付を不適合給付に含めると

ほとんど

つまり、

肯定説を採ることになります。

する、ドイツ民法四三四条三項に相当する規定が欠けているからです。

[23]

問わず しかし、「債権法改正の基本方針」 において述べられておりましたように、異なる物の給付を――特定物売買・種類売買を -民法五六二条一項の規定する不適合給付に含めることに異論は見られません。したがって、ドイツ法との明文

の規定の微妙な違いは気にしないでよいと思われます。

### (h) 検討

することができる否か、です。

この追完請求権を行使して、それが履行されるときは、売主は、 ることができることを前提に(買主の保持は許されない)、問題は、追完請求権を行使しないときに、異なる物の給付を保持、 そうすると、異なる物を弁済として引き渡された買主は、追完請求(通常は代物請求)をすることができ(民法五六二条 既に引き渡し済みの異なる物の引換給付を売主は請求す

の物 付された種類買主は、追完請求権を取得するから、それと矛盾しないよう、異なる物の給付保持を認めなければなりません。 双方に民法五六二条一項を適用することについては、認められやすいだろう、と思われます。そうすると、 が①契約不適合の目的種類物(ワインという目的物であるがグリコール入りのため品質の不適合物) まず、種類売買(たとえば、ワイン売買)において、弁済として引き渡されたのがグリコール入りワインであれば、それ (グリコールが混入されたワインはワインではなくなるためそもそも目的物ではない物)なのか、という難しい区別をせずに なのか、②目的種類物以外 異なる物を給

たしかに、特定物売買において、特定物とは異なる物の給付保持を認めることは、契約成立時の当事者意思に明白に反す 争点となりそうなのは、特定物売買における給付保持です。結論から先に言えば、特定物売買でも肯定説を採るべきです。

めていることを重視するべきです。法的構成としては、買主が追完請求権を取得することが、民法七〇三条の規定する「法 ることになります。しかし、民法五六二条一項の規定が特定物買主・種類買主の区別をせずに単に買主に追完請求権を認

律上の原因」に当たるため、売主が不当利得返還請求権を取得することができない、と解釈するべきです。 そして、その上で、結論が妥当性を欠く場合には、信義則(民法一条二項)または権利濫用(民法一条三項) の規定を適用

する可能性を認めるべきです。

より肯定、というローレンツ流の解釈の余地も十分にあります(→(六)(c))。 九五条)を許すべきではありません。もっとも、その原則と例外を入れ替えて、原則は保持否定、例外として一般条項に という考え方です。また、そのような解釈を無にしないため、──既に述べたように(→(e))──弁済の錯誤取消し(民法 この解釈は、ドイツの肯定説、とりわけムズィラク説(→(六)(a))、つまり原則は保持肯定、例外として信義則により否定、

得返還請求の問題となることも多い、と思われます。 とが出発点です。したがって、現実の紛争においては、 そして、いずれにしろ、異なる物の給付保持が問題となりますのは、異なる物の給付が弁済としてなされた、というこ 給付の意思解釈の段階で給付保持の問題から外れ、単純な不当利

以上が「異なる物の給付保持」の問題です。

三追完請求権の範囲 (拙著「第三章」一九七頁~二七六頁、「結章 第八節」 四二五頁~四二八頁

### (a) 事例

つぎに、追完請求権の範囲の問題を、こちらはごく簡単に説明いたします。まず、 事例を説明します。

して欠陥品であることが判明した。Xは、 Aに代金二,○○○ユーロで請け負わせ、工事完成後に代金が支払われた。ところが、工事終了後まもなくタイルが変色 買主Xは、売主Yから代金五○○ユーロで床用のタイルを一○㎡分購入し、それを自宅の浴室に敷き詰める工事を職人 Yに対して、タイルの代物給付に加え、<a>②不適合タイルを剥がす費用、</a>

タイルを敷く費用を求めたい。認められるだろうか、という問題です。

### b

それに伴って発生する不適合物の取外しと代替物の取付けの費用は、売主と買主のどちらが負担するか、という問題です。 引き渡された売買目的物が他の物に取り付けられた後に瑕疵が判明した場合において、 買主が代物請求をするときは、

## 当初の学説

肯定説

肯定説の基礎は、買主は、

付けの費用が必要であるので、そこまでを代物給付(ドイツ民法四三九条一項)が含む、と解することになります。 立場に置かれるべきである、という考え方です。この場合、その立場に置かれるためには、 売主の代物給付によって、目的物が契約内容に適合するものであればそうであったであろう 不適合物の取外しと代物の取

#### b 否定説

負ではないのだから、取付け・取外しまでは「代替物の引渡し」に含まれない、と解します。もっとも、 それに対し、否定説は、 当事者意思を基礎に置いています。 すなわち、 事例のXYの契約は、 あくまで売買であって請 否定説を採った

ときにはそれを請求することができる(ドイッ民法二八〇条一項後段)、と解釈することもできます。 場合に、 取付け・取外しの費用相当額は、損害賠償としては認められる可能性があり、すなわち、売主に帰責事由がある

#### (三) 判例

(a) フローリングブロック事件

つぎに、判例がこの事件の見所なのですが、取付け(⑮)について争われ、二○○八年、連邦通常裁判所は、上記否定

## (b) タイル事件

説を採用しました。

それに沿うよう判例を肯定説に変更せざるを得なかった、ということがありました。 について肯定説を採用します(フローリングブロック事件判決を否定した)。そして、同年、それを受けた連邦通常裁判所は ところがその後二〇一一年、欧州裁判所は、連邦通常裁判所の先決判決申立てを受け、取外し(@)・取付け(⑥)双方

# (c) ゴム事件と桟事件

裂 求権の範囲に含まれるか否かについて、売買の目的物が消費財であれば肯定し、そうでなければ否定する、という判例の「分 項の消費財売買についての解釈が消費財以外の売買にも及ぶことを否定した。こうして、取付け・取外しの費用が追完請 二〇一二年のゴム事件判決および二〇一四年の桟事件判決において、連邦通常裁判所は、 (gespalten)」状態が生じていた。 上記のドイツ民法四三九条一

(四) 立法

この「分裂」を解消して、全面肯定説を採ったのが、二〇一七年改正によるドイツ民法四三九条三項の新規定です。 (空)

# ドイツ民法新四三九条三項【追完】

ういう規定が入りました(傍点と傍線は筆者)

きは、 買主が瑕疵ある目的物をその種類と用法に従って他の物に作り付けた(eingebaut)又は他の物に取り付けた(angebracht) 売主は、 買主が瑕疵ある目的物の取外しと瑕疵のない修補された目的物又は代物の取付けのために要した費用を償還する ح

義務を負う。 ....

(五) 日本法の解釈論

(a) 総説

物が他の物に取り付けられた後に契約不適合が判明した場合において(民法五六二条一項)、買主が代物請求をするときは わが国でも、 実務上の影響も大きく、同種の事案において早速論点となりそうです。すなわち、引き渡された売買目的

それに伴って発生する不適合物の取外しと代替物の取付けの費用は、売主と買主のどちらが負担するのか、です。民法

項の規定する「代替物の引渡し」は、①代物引渡しのみならず、②不適合物の取外しの費用支払と、③代物の

取付けの費用支払も含むか、という解釈問題です。

b

検討

(私見)

北法72(4・324)1282

と思います。

そうであったであろう立場に置かれるべきであり、肯定説を採るべき、ということになると思います。売主からしても(8) このような事態を引き起こしたのはひとえに売主が不適合物を引き渡したからであり、費用負担を甘受するべき、となる わが国でも、 問題状況は同様ですので、買主は、売主の代物給付によって、 目的物が契約内容に適合するものであれば

# **四** おわりに (拙著 「おわりに」 四七七頁)

者も実務家も忙しく過ごしました。そして、ドイツ売買法は、長足の進歩を遂げました。 りました。二〇〇二年元日の新債務法施行から二〇年間、 欠点が指摘されることは必然でした。また、新債務法が想定していなかった諸事案が現実の裁判に登場するのも当然であ 最後に一言させていただきます。いくら入念に練り上げられたドイツ新債務法であっても、 新法の至らなさに呆れ返ったり、 欧州法に文句を付けたり、 後発の学説によって幾多の

たちは、言い訳は恥とばかりに控え目で、世代交代が一気に進みました。 らみから解き放たれたように、新鮮な解釈論は、若い教授や助手がその大部分を担いました。改正作業の中心だった長老 自分たちに何が許されるのかを知った喜びに溢れていました。それは、新法を自分なりに解釈できる喜びです。 この二〇年、売買論の中心で活躍をしてきた彼らの表情からは、新債務法に対する負の印象は読み取れません。

展するのだよ、と言わんばかりでした。 備を迅速に補う再改正の立法が勢いよく作られました。法というのは、このように①判例・②学説・③立法が協同して発 イツ人の歓喜と興奮の叫びです。①生まれ変わった条文のための膨大な判決と、②それに応じる逞しい学術論文と、 悠久の法学の歴史におきまして、債務法改正は急勾配の激流であり、 新債務法を巡る論争は、 この力強い 流れを下るド ③ 不

果たしてわが国はどうでしょうか。 自由に伸び伸びと新債権法を満喫したい、 と思います。 報告は以上です。ご清聴有

り難うございます。

(1) 五十嵐清 『契約と事情変更』 (有斐閣、昭四四)。

(2) 五十嵐清 『比較民法学の諸問題』 (一粒社、昭五一)。

(3)①フライブルク大学に、②DAADで留学した、③民法研究者は、 三年))しか寡聞にして知らない。偶然にも、ご両名とも北海道大学の先生である(川井先生は、北海道大学一五年、一橋大学二〇年勤務 他に川井健先生 (昭和二年 (一九二七年) ~平成二五年

(4)五十嵐先生は、フライブルクに対して強い愛着を持たれ、一九九八年にはフライブルク同窓会(全学部共通)を設立された。 その遺志を継ぐ形で同窓会理事を務めさせていただいている。

(川井健「民法判例と時代思潮」一論一○七巻一号(平四)一頁~一九頁、一九頁))。

川村洋子、山口成樹(敬称略)である。 代の(研究者の)弟子は九人目の私が最後となった。八名の先輩は、栗田哲男、佐藤岩昭、森田修、鈴木眞次、陳洸岳、 平井先生は、私が大学院を中退して阪大に就職した翌年に退官されたので(当時の東京大学教授は六○歳定年)、先生の東京大学時 山下りえ子、

6 学の羅針盤― 院生だった私にとって人生初の引用で非常に嬉しかったことも忘れられない。 付についての意思解釈の判例研究(最判平成五・三・一六民集四七巻四号三○○五頁法協一一三巻一号)が引用され(一八七頁)、当時大学 平井宜雄・瀬川信久・吉田邦彦「民法学の方法・思想・思考様式」北大四七巻六号(平九)一一三頁~二〇四頁 -激動の時代への先進の教訓――』(信山社、平二三)三頁~九四頁所収〕。なお、「討論」における 瀬川 教授の 発言 で、 〔吉田邦彦

(7)代償請求権論と債権侵害論が密接な関係に立つからである。第一に形式的に、民法典制定後の学説史において、 為の不成立を挙げ |断絶||して「ほぼ全面的にドイツでの議論の影響を受けている」石坂音四郎博士の立論に影響を受けたという点で共通している (拙 『代償請求権と履行不能』八二頁)。第二に実質的にも、石坂博士は、一方で、代償請求権肯定の理由として債権侵害による不法行 (同六五頁)、他方で、債権侵害による不法行為の成立を否定する理由として代償請求権の存在を挙げるからであ 起草者の見解と

以上

- でき、虚偽の論証と咎め立てるほどではない。同六五頁)。 る(なお、これは一見、循環論法であるが、代償請求権肯定と債権侵害による不法行為不成立を一組の論理として主張するものと受け止めることが
- (8) 林教授と私は、 (二〇〇六年、大阪市大)を行った日に、林教授も個別報告(「監督者責任の再構成」)された(なお、齋藤由起教授も同期である)。 学会デビュー同期である。つまり、私が私法学会個別報告「ドイツ新債務法における特定物売買の今日的
- ライポルト(円谷峻訳)『ドイツ民法総論――設例・設問を通して学ぶ――』(成文堂、初版、平二〇、第二版、平二七)、同(松本博之編訳) 的権利保護』(信山社、平二一))、②直接に親交のあった又は指導を受けた日本人研究者・実務家は非常に多い。 石田穣『民法と民事訴訟法の交錯』(東京大学出版会、昭五四)、同『証拠法の再構成』(東京大学出版会、昭五五)、代表的な翻訳として、ディーター・ る定番中の定番で、ドイツ相続法について日本人が執筆した今世紀中の論文で同書を引用していないものは存在しないと思われ あり、特に相続法、民事訴訟法、民事保全法、国際民事訴訟法の業績が重要である。中でも、『相続法』は、二十二版を重ねて Universität Thrazien), o. Professor (em.) für Bürgerliches Recht und Zivilprozessrecht an der Universität Freiburg i. Br.) せん ディーター・ライポルト教授(一九三九年一月一五日~)(*Dieter Leipold*, Dr. Jur., Dr. h.c. (Städtische Universität Osaka), Dr. h.c. (Demokritos ライポルト教授は、①書物を通して研究がわが国に紹介される機会が多いことに加え(『相続法』のほか、証明責任論の紹介として、 民事法学の泰斗で
- 新債務法施行(二〇〇二年)当初から学説上活発に議論され、「特定物の代物請求」(特定物売買においても代物請求できるか否か。 二〇〇六年の私法学会大会で私が個別報告した論点)と並ぶ古典的な論点となっている。 上
- (11)ムズィラク教授は、そのオーソドックスな学風と明晰な文章で信頼の厚い民事法学の大家である。肯定説が支持を得たのは、 ズィラク教授の権威によるところも大きかったと思われる。 A
- ) *Musielak, Hans-Joachim*: Die Falschlieferung beim Stückkauf nach dem neuen Schuldrecht, NJW 2003. SS. 89-92
- (14)しかし、例外として、債務の不存在を知ってした弁済に当たれば、ドイツ民法八一四条(債務の不存在を知ってした弁済) 従って、買主はその目的物を保持することができる(売主は返還を請求することができない)。 の規定に
- (<sup>(1)</sup>) Medicus, Dieter/Lorenz, Stephan: Schuldrecht: ein Studienbuch, II. Besonderer Teil, 17. Aufl., München 2014, Rn
- Ackermann, Thomas: Die Nacherfüllungspflicht des Stückkäufers, JZ 2002, SS. 378-385, S. 381の設例である。
- (17) Ackermann: aaO, JZ 2002, S. 381.

- 、18) Schulze, Götz: Rechtsfragen des Selbstbedienungskaufs, AcP 2001, SS. 232-255, S. 236f は、「「レジに〕持って行った物の購入が買主に とってことさら大切だというわけではない」から種類売買だと言う。同旨として、Spickhoff, Andreas: Der Nacherfüllungsanspruch *Horst/ Schmidt, Karsten:* Das neue Schulrecht in der Praxis, Köln, Berlin, Bonn, München 2002, SS. 371-394 des Käufers, BB 2003, SS. 589-594, S. 590. *Jakobs, Matthias*: Die kaufrechtliche Nacherfüllung, in: *Dauner-Lieb, Barbara/ Konzen*
- Schuldrecht, 2. Aufl., München 2003, SS. 163-195, S. 178. 2005, S. 315; Schubel, Christian: Das neue Kaufrecht, in: Schwab, Martin/ Witt, Carl-Heinz (Hrsg.): Examenswissen zum neuen ein Studienbuch, II. Besonderer Teil, 14. Aufl., München 2007 Rn 56; Fritzsche, Jörg: Fälle zum Schuldrecht I, 2. Aufl., Müncher 2002, §13 Rn 20: Oechsler, Jürgen: Schuldrecht Besonderer Teil Vertragsrecht, München 2003, Rn 140: Oetker, Hartmut. 2114-2124, S. 2119; Huber- Huber, Peter/ Faust, Florian: Schuldrechtsmodernisierung: Einführung in das neue Recht, München Maultzsch, Felix: Vertragliche Schuldveältnisse, 2. Aufl., Berlin, Heidelberg, New York 2004, S. 93. Medicus, Dieter. Schuldrecht: ) *Bitter,Georg/ Meidt, Eva:* Nacherfüllungsrecht und Nacherfüllungspflicht des Verkäufers im neuen Schuldrecht, ZIP 2001, SS
- 〈20)ドイツの学説としてどちらがオーソドックスかを判断するに当たっては、文献の数も重要だがやはり誰が主張しているかも重 を引き抜いてレジに持って行くという例を挙げ、三番目のものでは履行できないという意思は認められない、と言う)。メディクス教授は自ら進 店で平積みにされている本は、一番上のものが汚れているような気がするから(実際に汚れていれば瑕疵があることになってしまう)二番目のもの んでローレンツ教授を改訂者に選んだそうであり、それにもかかわらず改説を敢行するほどに難しい問題だということが分かる。 いる教科書の改訂者たるシュテファン・ローレンツ教授は、 な要素となる。文献の中で大家と言えば、ディーター・メディクス教授である。けれども、メディクス教授が特定物説を述べて -親しくご教示を受けたところによると--種類物説を採るらしい
- (21)ちなみに、ウィーン売買条約でも、異なる物の給付は「契約不適合(Vertragswidrigkeit)」という要件の下に瑕疵と等置されてい (Bamberger/ Roth-Saenger: UNKaufRUe Art. 35, 1. Aufl., 2003 Rn 2)°
- もニュースとなったが、オーストリアワインの最大の輸出先であった西ドイツにおいて大騒動となった。 入されたオーストリアワインが出回った、一九八五年のワイン不正事件を念頭に置いている(実際に味は良かったらしい)。 Oetker/ Maultzsch: aaO, 5. Aufl., S. 93, Rn 164. なお、「グリコール入りワイン」 の例は、 味付けのために有害なグリコール
- (3) こう考えるのが Musielak aaO, NJW 2003, S. 92. 他に、Palandt/ Putzo: § 434, 64. Aufl., 2005 Rn 52a; Dauner-Lieb. Barbara/

北法72(4·320)1278 [31]

- peius und indebitum im neuen Kaufrecht, JuS 2003, SS. 46-40, S. 39の説明が分かりやすい。 Arnold, Arnd: Noch einmal: Die Falschlieferung beim Stückkauf, JuS 2002, SS. 1175-1176, S. 1175. 特じ、Lorenz, Stephan: Aliud
- (A) Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 98
- (名) Lorenz, aaO, JuS 2003, S. 40.
- 26 還は、あくまでも買主の権利であり、その行使は買主に委ねられるべきだ、と解されるからである。 ドイツ民法四三七条の規定の見出し(「瑕疵があるときの買主の権利」)からすると、代物請求とそれと引換えの瑕疵ある目的物の返
- (27) 異なる物の給付のときは、通常は、修補請求が生じない。不能だからである。
- 28 Das neue Kaufrecht einschließlich des Verbrauchsgüterkaufs. JZ 2001. SS. 530-543. S. 534) 。そこでは、債務が履行されていない、と構成される。 買主は、より高価な異なる物を保持するためには、差額を支払わなくてはならないという少数説もある(Westermann, Harm Peter
- (%) Dauner-Lieb/ Arnold: aaO, S. 1175; Palandt/ Putzo: § 434, 64. Aufl., 2005 Rn 52a
- (S) Canaris, Claus-Wilhelm: Schuldrechtsmodernisierung 2002, München 2002, Einführung S. XXIII; Lorenz, Stephan/ Riehm, Stephan: Schuldrecht II, 17. Aufl., München 2004, S. 43; Fritzsche, Jörg: Fälle zum Schuldrecht I, 2. Aufl., München 2005, S. Thomas: Lehrbuch zum neuen Schuldrecht, München 2002, S. 311 Rn 574: Lorenz: aaO, JuS 2003, S. 39; Köhler, Helmut/Lorenz,
- (幻) Canaris: aaO, Schuldrechtsmodernisierung 2002, Einführung S. XXIII. ここで、Identitäts-aliud, Qualifikations-aliud という概念 を用いた本報告の説明は、カナーリス教授の理解に従っている。しかし、この概念の用い方は、人によって異なり、カナーリス ではないため、通常の瑕疵ではなく、Qualifikations-aliud だという説も示されている(S*chulze, Götz:* Falschlieferung beim Stückkauf (Mangel) である。「この金貨」が現実には銅貨であった場合も同じである。しかし、このような理解に対し、砂糖は「瑕疵ある塩」 渡されている以上、それは異なる物の給付の問題ではなく、その特定物が塩という約定の性質を欠くだけであるから通常の瑕疵 買に当たる特定物売買である)。ところが、現実には中身が砂糖であったときは、カナーリス教授によれば、その袋(特定物) 教授の理解が一般的とは言えない。たとえば、「この袋の塩、何グラム」を売ったとしよう(わが国の平成二九年改正前の数量指示売 (Qualifikations-aliud)、③同一性のない異なる物(Identitāts-aliud)は、①→②→③となるに従って程度が甚だしくなることを前提に、 -Unzulänglichkeit des Gesetzes?, NJW 2003, SS. 1022-1023, S. 1022)。 つまり、① (通常の) 瑕疵 (Mangel)、②同一 性のある異なる物

- ②の外延を広く解する異論が存在するのである。
- (음) Regierungsentwurf, BT-Drucks. 14/6040, S. 216
- 改訂の合意に達した事実があれば、合意に従うことは言うまでもないけれども、ここでの議論は、 を前提にしているので、契約改訂の問題には立ち入らない。Lorenz: aaO JuS 2003, S. 40 さらに、意思としては、 当事者の合意による契約改訂(ドイツ民法三一一条一項) の可能性も念頭に置くべきであろう。 改訂の合意が存在しないこと
- (34)なお、一般論として弁済意思(Erfullungswille)が弁済の要件であるか否かは別の問題であり、これを否定し、 なる主観的事情も要件とはならないというのが通説である(Palandt/ *Grüneberg*: § 362,79. Aufl., 2020 Rn 1)。 弁済自体には
- (\(\frac{1}{20}\)) Canaris: aaO, Schuldrechtsmodernisierung 2002, S. XXIII-XXIV; Musielak: aaO, NJW 2003, S. 91; Wältermann, zum Sachmangel nach neuem Kaufrecht, JuS 2005, SS. 503-511, S. 511. したがって、次のように考えることもできそうである。 付などあり得ない、と問題の設定自体に異を唱えることは、問題をちょろまかすだけで、有意義ではないからである。 の前提が欠けるときは、異なる物の給付は物の瑕疵とみなされない。こう考えれば、意思解釈の問題として、ゴルフの売買にお まり、異なる物の給付が物の瑕疵とみなされるのは、 Mangelschaden und den Mangelfolgeschaden, Münster, Univ., Diss., Frankfurt am Main 2004, S. 223; *Tröger, Tobias*: Grundfälle Mängelhaftung im neuen Schuldrecht - Rechtsfolge, Tatbestand und Verjährung des Anspruchs auf Schadensersatz für der い、と言うことができるかも知れない。しかし、ここではそのような「逃げ」は打たないことにしよう。つまり、異なる物の給 ・てBMWを弁済として提供する売主など到底考えられないから、異なる物の給付保持の問題自体が奇想天外であって存在しな 異なる物の給付が本来の債務の履行として実現されるときであるから、 Frank: Die
- 36 その要件は、わが国の民法七〇三条の「法律上の原因なく」とおおよそ同旨であるので、理解しやすいであろう。
- (笏)Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 276. 同旨を説く者として、Oetker/ Maultzsch: aaO, 5. Aufl., S. 99, Rn 171
- 38 きに限られるからである」と言う。 保持する法律上の原因が存在するのは、 Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 277. Oether/ Maultzsch: aaO, 5. Aufl., S. 99, Rn 171も同旨。「というのは、『異なる物の給付』 売主がその債務をそれによって履行した、つまり、 給付請求権が保持原因に変わったと
- 39 Thier, Andreas: Aliud- und Minus-Lieferung im neuen Kaufrecht des Bürgerlichen Gesetzbuches, AcP 203 (2003). 421. 他方で、 錯誤による取消し(ドイツ民法一一九条)を認め、 取消権行使による弁済の遡及的無効(ドイツ民法一四二条 399-428

- 理由とする、引き渡された異なる物の不当利得返還請求(ドイツ民法八一二条一項)を肯定する。
- $(\clubsuit)$  Musielak. aaO, NJW 2003, S. 89ff, Dauner-Lieb/ Arnold: aaO, S. 1175

(4) Musielak: aaO, NJW 2003, S. 91

- (42)この規定が消費財売買指令の規定に従って、区別の困難を回避するために異なる物の給付を一律に物の瑕疵として扱う経緯を重 おいては代替物か容易に交換可能な物かなど)という事実上の不確定要素が生じてしまうだろう。」(Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 96)。傍 (Rechtsklarheit) が必要だという事実である。〔もし否定説を採れば〕 ここにおいても、引き渡された物が目的物なのか否か 法律の文言および特定物売買と種類売買とを広く等置しようとした立法者意思に加え、特定物売買においても法律上の明快さ りわけムズィラク教授がこの立法の経緯を強調する(*Musielak:* aaO. NJW 2003, S. 92)。ローレンツ教授も理解を示す。「その理由は 視すれば、特定物売買における異なる物の給付も瑕疵担保の規定の適用を受けることを前提としなければならない、と言う。
- て給付したときは、厳密には異なる物の給付であるけれども、瑕疵ある目的物の給付と扱ってよい、と言う(Dauner-Lieb/ Arnold たとえば、ある画家の絵画の「この絵」を売却したところ、その絵には二つの版が存在し、「この」と特定された方ではない版を誤っ 1175)。さらに、特定物売買においても、 いという――理由書の叙述が条文解釈の決定的根拠とはならない、という肯定説からの反論もある (Daumer-Lieb/ Arnold: aaO, S Lieb/ Arnold: aaO, S. 1176) 。また、否定説の挙げる――特定物売買における異なる物の給付では本来の履行請求権以外の追完請求権はあり得な ひいては(ドイツ民法が従わなければならない欧州共同体指令としての)消費財売買指令の規定に反することになるからである(Danner 異なる物の給付と単純な瑕疵ある目的物の給付との線引きが困難な場合があると言う。
- (氧) Medicus, Dieter. Bürgerliches Recht, 19. Aufl., Köln 2002 Rn 288, S. 201-202; Reischl, Klaus: Grundfälle zum neuen Schuldrecht JuS 2003, SS. 865-870, S. 868; *Tröger.* aaO, S. 511.
- ば、このような結果を「避けるべく、たとえば、最後の常套手段として、〔異なる物の給付保持を主張する〕買主の態度が信義則違反 なものになってしまうからである。他方で、買主としては、本来の目的物と換えてもらえれば、文句はないのが通常であろう。 したがって、結論だけ見れば、肯定説が常識外れなことは論者自身が認めるところである。*Musielak:* aaO, NJW 2003, S. 92によれ いったん弁済として引き渡せば一切目的物の返還請求は認められないことになり、売主に課せられる注意のはかなり高度

種類売買に限定すべきであったし、そのような形の国内法化であったとしても共同体指令に反しなかったはずである、 ラク教授は嘆く (Musielak: aaO, NJW 2003, S. 92)。 である(treuwidrig)と判断するよう判例学説に期待すべきであろう。」また、ドイツ民法四三四条三項の規定は、その適用範囲を

- (4) Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 277
- 同旨を脱法行為について論じたものとして、*Tanaka, Koji*: Gesetzesumgehung und Generalklauseln im Japanischen Zivilrecht in: Recht - Treu und Glauben in der Rechtsprechung -, in: Wandlungen oder Erosion der Privatautonomie?, Berlin 2007, SS. 115-126 ることを情報提供義務について論じたものとして、*Tanaka, Koji*: Informationspflichten: Grundlagen im japanischen bürgerlichen わが国とドイツの民法学における一般条項の用いられ方を比較した場合において、 わが国においてはその敷居の低さが顕著であ
- Stürner, Rolf Matsumoto, Hiroyuki/ Lüke, Wolfgang/ Deguchi, Masahisa: FS Leipold, Tübingen 2009, SS. 1133-1141
- 的ではない」としていたところ、一一年後の Medicus/ Lorenz: aaO BT, 2014, Rn 277は「権利濫用の問題だ」(傍点は原典のイタリッ(名)) Lorenz: aaO, JuS 2003, S. 39では、軽く「目的物が引換えに提供されるのであれば、異なる物の返還請求は少なくとも権利濫用 ク)と強調している
- . (49) Medicus/ Lorenz: aaO, BT, Rn 278. 現時点でのローレンツ説は、Lorenz: aaO, JuS 2003, S. 39のものと比べて非常に明確な法的 と引換えに、ドイツ民法八一二条一項の〔不当利得の〕規定に従って返還請求することができる。ドゥフェネクの絵画の引渡し〔と 集家のVがKに対してフランク・ドゥフェネク〔というアメリカの画家〕の絵画を売却したところ、誤ってヴィルヘルム・ライプル〔と 物が引き渡された次の事案を設例として挙げておられる。それによって、買主に厳しいローレンツ説の全体像が分かる。「絵画蒐 から、Vの権利濫用は存在しないことになる。 いう追完〕の期間設定の徒過なくしては、 できれば代金減額をしてもらいたい。そのときは、異なる物が高価か安価かにかかわらず、Vは、ドゥフェネクの絵画の引渡 いうドイツの画家〕の市場では安価で取引されるであろう絵画を引き渡してしまった。Kは、その絵画が気に入って保持したいが、 構成に変わっている。その変化は、この論点が相当な難問であることの証左であろう。なお、ローレンツ教授は、 Kは、追完以外には、ライプルの絵画の返還を拒む何らの権利も有していないのである
- (5) これに対し、エトカー=マウルチュ説は、売主の不当利得返還請求権は、 限り、信義則上(ドイツ民法二四二条)行使することができない、と若干異なる解釈をする(Oetker/ Maultzsch: aaO, 5. Aufl., S. 101, Rn 176)。 売主が異なる物の給付を認識して遅滞なく行使しない

北法72(4・316)1274

- (釘) わが国では、ドイツ民法四三四条三項の規定に相当する規定が欠けている。そのため、数量超過給付が契約不適合から明文で除 外されていないため、本文のような種類売買における適合種類物の数量超過給付もまた、契約不適合に含まれる、 ろう。もっとも、この問題は、 別の解釈の余地もある、と思われる。 と解されるだ
- (52)「例えば、顧客が店頭に陳列された多くの同種の商品の中から一つを取り上げ、レジにおいて店員に差し出すことによって売買 従来は議論に実益が無かったからであろう。なぜならば、種類物と判断しても実際にはレジに持って行った商品以外の商品で履 合に基づく担保責任の意義」平井追悼『民事責任法のフロンティア』(有斐閣、平三一)二七三頁~三〇二頁、三〇〇頁注(72))が見られる程 度 契約が締結された場合など」は、「主観的に代替性を有する特定物売買」だとする見解 である。しかし、そこにおいても、なぜ特定物売買なのかについての理由付けは示されていない。議論されてこなかったのは (森田宏樹「売買における契約責任 —契約不適
- 53 松岡久和「第五六五条」『新版注釈民法(一四)』(有斐閣、平五)二三六頁

行することは考えにくいからである。

松岡久和・前掲「第五六五条」『新版注釈民法(一四)』二二八頁

55

54

最判昭和四三・八・二○民集二二巻八号一六九二頁、最判平成一三・一一・二二判時一七七二号四九頁

た。たとえば、「甲土地は何坪だ」という合意(@) 意)されるだけでなく、買主の 契約において表示し」という民法五六五条の文理からすると、売買が数量指示売買であるためには、@だけで足りるようにも読 となった(松岡久和「数量不足の担保責任に関する立法者意思」龍法一九巻四号(昭六二)八〇頁~一二五頁、一一九頁参照)。なお、「売主が は一万二千円という売買ならば、@⑥を満たして数量指示売買であり、実際には甲箱にワインが一一本しかなければ、数量不足 六五条の規定する数量不足には当たらなかった)。それに対し、この甲箱にはワイン一二本が入っていて一本あたり千円の計算で代金 めたが、⑤も要件として加わり、同条の規定の適用範囲は、縮小解釈されていた。すなわち、売主の債務の目的たる数量が指示 たとえば、一本あたり千円でワインを一二本、という売買は、――③を欠いて――単純な種類売買であり、引き渡したワインが 本だけであれば、債務は一部しか履行されていないのであり、売主はもう一本を引き渡さなければならなかった(改正前民法五 (代金)債務の目的も売主の債務について指示された数量を基礎として定められなければならなか があっても、その坪数とは無関係に代金額が定められた売買は、 <sup>しが欠けて</sup>

目的物の瑕疵が数量不足を含むと解するこ

甲土地の坪数が指示

(合意) された坪数に不

足するときは

数量指示売買には当たらなかった。したがって、そのような甲土地の売買において、

|数量指示売買ではないので改正前民法五六五条の規定は適用不可能だが

とによって、改正前民法五七〇条の規定の適用可能性が残った(松岡久和 二三頁は、「数量不足の担保責任は、 権利の担保責任の規定を準用するという民法五六五条の規定の体裁にもかかわらず、 「数量不足の担保責任」龍法二四巻三・四号(平四)二二頁 その本質は瑕疵担 五.

[37]

保責任である」と言う)。

- 質的な連続性があると考えられ、そうすると、 量不足及び一部滅失をここに含めているのは、これらは講学上いわゆる権利の瑕疵と分類されているが、むしろ物理 法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(九)」(部会資料七五A)(平二六)一〇頁。「数 ても物理的な欠陥の場合と共通の処理をすべきであると考えられるからである」と説明されている。 履行の追完を請求する権利や代金減額請求権を含む買主の救済手段のあり方につ 前な欠陥と
- 乏しいと考えられる。また、数量不足の場合は、 較的短期間で瑕疵の有無の判断が困難となることから、法律関係の早期安定という期間制限の趣旨が妥当しない場面が多い」ため、 履行が終了したとの期待が売主に生ずることは通常考え難く、買主の権利に期間制限を適用してまで、売主を保護する必要性は 特定物売買であるか不特定物売買であるかを問わず、性状に関する契約不適合の場合と異なり、数量不足は外形上明白であり、 法制審議会民法 (債権関係) 部会・前掲「民法 (債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台 性状に関する不適合と異なり、 目的物の使用や時間経過による劣化等により比 (九)」(部会資料七五A)二四頁以下。
- 改正前民法五六五条の売主は、「数量指示」という特別の合意に応じ、同五七〇条の売主よりも、 要件が存在意義を失い、また、その文言の解釈としての判例も意義を失う、と解するべきである。潮見佳男 任を負ったのである。 が求められず(改正前民法五六五条)、⑥効果において、買主に代金減額請求が認められる(改正前民法五六三条一項)、という重い つまり、改正前民法五六五条は、 |法の概要||(きんざい、平二九)二五九頁は反対。 したがって、そのような差をなくした平成二九年改正法においては、それに対応する「数量指示」という 物の瑕疵に関して、 瑕疵担保責任 (改正前民法五七〇条) を加重する規定であった。 ②要件において、 『民法 買主に無過失 (債権関係) すなわち、
- 〈6〉最判平成一三・一一・二七民集五五巻六号一三八○頁が指導判決である。
- (61)我妻榮『新訂債権総論』(岩波書店、昭三九)二一三頁。
- (6)奥田昌道『債権総論〔増補版〕』(悠々社、平四〔初版は昭五七〕)四九一頁、(6)平井宜雄『債権総論〔第二版〕』(弘文堂、平六〔初版は昭六〇〕)一六四頁
- 奥田昌道 『債権総論 〔増補版〕] (悠々社、平四 〔初版は昭五七〕) 四九一頁、林良平ほか 『債権総論 【第三版】』〔石田喜久夫〕 (青林書院

北法72(4·314)1272

### 平八〔初版は昭五三〕〕二二九頁

- (64) 以下の記述は、 位置付け」中田裕康・道垣内弘人編 中田裕康『債権総論 『金融取引と民法法理』(有斐閣、平一二)六三頁~九四頁に多くを負う。 第四版 (岩波書店、令二〔初版は平二〇〕) 三五三頁以下および滝沢昌彦「弁済における意思
- 65 当事者の占有移転の合意と所持の現実的移転とによって行われるが(現実の引渡し)、民法は、一定の場合に、所持の現実的移転が これによって、占有の効果も移転し、[……] 占有権も、移転する(占有権の譲渡)。この場合における占有の移転は、 なくても、当事者の合意だけで、占有を移転しうることを認めている」からである。 - 舟橋諄一 『法律学全集一八 物権法』(有斐閣、昭三五) 三○○頁によれば、「占有の移転は、当事者の意思にもとづいて行われうる。 原則として
- 66 説においては「準法律行為説」と結びついている)、有力である(平井宜雄・前掲一六四頁、 れに対し、肯定説も有力である(奥田昌道・前掲『債権総論〔増補版〕』四八九頁)。 我妻榮・前掲 『新訂債権総論』二一四頁以下。現在でも、弁済の法的性質における「性質決定不要説」と結びつきやすく 中田裕康・前掲『債権総論 第四版』三五三頁)。
- 、67) 「履行 = 特定合意につき錯誤無効(改正法では取消し)を主張できる」とする北居功 「担保責任の将来展望」 改正前民法下の通説を明文化したものにすぎず、弁済の錯誤取消しとは無関係である(法制審議会民法(債権関係)部会「民法(債権 の規定が挿入されたために平成二九年改正前よりはそう解しやすくなったかもしれない。しかし、この規定が挿入されたのは 大学出版会、平二五)五一三頁~五二八頁、五二五頁所収〕はこの趣旨か。たしかに、民法九五条三項二号に「同一の錯誤」(共通錯誤 野澤正充編『瑕疵担保責任と債務不履行責任』(日本評論社、平二一)四九頁~六一頁、 の改正に関する要綱案のたたき台(一〇)」(部会資料七六A)(平二六)五頁)。 五九頁〔同・『契約履行の動態理論Ⅱ』 -履行としての受領の意義」
- 68) しかも、 るのとは異なり、 なお、そのような見解や、弁済意思に関する争い(→(d))を乗り越えて、錯誤による取消しを肯定できるとすれば(私はできる 達するつもりのものをCに配達した設例について、「結局はCへも配達をしなければならないのであるから『要素』の錯誤には該当しない」と言う。 という要件を満たす必要があり、これを否定する見解(滝沢昌彦・前掲七○頁は、酒屋AがBCからそれぞれビールの注文を受け、 錯誤がなければ弁済の合意をしていなかったであろうから、その錯誤は「重要なもの」と言えるのではなかろうか)も示されている。 取消権発生のためには、さらに「その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき」 所有権法におけるドイツ法との違いに注意を払う必要も生じる。すなわち、 錯誤取消しによる弁済の遡及的無効 (民法一二一条) により、売主には所有権が遡及的に復帰するため、 わが国においては、ドイツ法におけ

- 返還請求権を行使することができるからである。
- 69 ○頁~三一一頁所収〕)。 わずかに磯村保教授が簡潔に触れる 「目的物の瑕疵をめぐる法律関係」法教一六九号二九頁~三〇頁 (磯村保「意思表示」石田喜久夫編 〔磯村ほか 『民法トライアル教室』(有斐閣、 『民法総則』 (法律文化社、昭六○) 一一九頁~一七三頁、一 平一一)三〇三頁~三三二頁、 五八頁
- そこで言う「異種物」が「異なる物」全体を表すのか、「種類売買における異なる物」を表すのか、 定義していたため気が引けたけれども、紛れが生じるので改めた。 および本報告では、「異種物」という用語を避けた。従来の諸拙稿では、「種類売買における異なる物」を「異種物」と率先して 権が存続しているのではなく、 その債権についてAの何らかの履行を受領している以上、Bに甲に向けた代物請求が認められるのは、 渡された車両は全く性能の異なる車両乙であった」という事案を「異種物給付」とし、「このとき異種物乙を受領した買主B −』(商事法務、平二一)二○三頁、二○五頁)。 すなわち、異なる物の給付が瑕疵ある物の給付であることが前提とされていた。 なお、 一であるにすぎない」とするだけであった (民法 (債権法) 改正検討委員会編 『詳解・債権法改正の基本方針 「債権法改正の基本方針」においては、「AはBに自動車甲の注文を受けたので、車両を仕入れて引き渡したが、 追完請求権としての代物請求権が発生しているのであって、ただその内容が当初の履行請求権と 不明確である。そこで、 Ⅱ――契約および債権一般(一) 無履行の場面で履行請求 実際にBに引き
- わが国にはドイツ民法四三九条五項・三四八条の明文の規定が欠けているが、 同様に解すべきである (拙著四二二頁)。
- (72)なお、広く、弁済意思だけでなく、契約成立時の意思についても、契約不適合責任との関係では錯誤取消しは一切許され 律文化社、令二)四八頁以下であるところ、本報告は同書に全面的に賛成している。詳しくは、ドイツ法について拙著三五頁~三七 と解すべきである。つまり、改正民法下では、民法九五条が規定する基礎事情の錯誤は、民法五六二条一項の規定との関係に限 になる。そこで契約不適合責任優先説のプライオリティを有するのは、古谷貴之『民法改正と売買における契約不適合給付』 この問題は、従来「瑕疵担保と錯誤」という古典的な論点であったところ、 ては、一般則・特則の関係に立ち、 日本法について拙著四四六頁~四五五頁参照 後者の規定が適用されるときは、 前者の規定の適用が排除される、 改正法についても、「契約不適合と錯誤」として問題 と解釈するべきである。
- (汽) BGH, Urteil vom 15. 7. 2008 VIII ZR 21/07, NJW 2008, 2837.
- (予) BGH, Beschluss vom 14. 1. 2009 VIII ZR 70/08, NJW 2009, 1660

75 75 の表現も、 だけでなく、とりわけ理由付けの程度の低さによってであった (Lorenz: aaO, NJW 2011, S. 費用の支払請求を肯定し、 度を取っているのである。 費用の支払請求を認める」、という論理において、欧州裁判所は、あたかも「約定の給付」が先天的に明らかであるかのような態 ろが、欧州裁判所の論理は、その「約定」の解釈については一言もない。むしろ、「約定の給付に必要だから、 買主のどちらが負担するかの約定が現実には存在しなかったとしても、 割を担う任意規定に関する指令であるから、その規定の解釈の実質は、当事者の意思を補充・推定する(仮定的) 州裁判所の論理は、「結論を先取りしている(ergebnisorentiert)」だけであり、「循環論法に近い ある (Lorenz: aaO, NJW 2011, S. 2242)。すなわち、約定の給付に必要だから、取外しと取付けの費用の支払請求を認める、という欧 せることになり、それは買主が無償で追完を得るという指令に反することになる、という考慮だけで、結論を導いているからで 怒りである)。すなわち、欧州裁判所は、自ら整理して述べるとおり、その文理解釈の他には、さもなければ買主に余計な負担をさ 論の指令適合性を否定するものであり、 いう仮定的な「約定」が解釈によって導かれるべきであり、本件においてはその解釈こそが問題の中心となるはずである。 Ausbauverpflichtung des Verkäufers bei der kaufrechtlichen Nacherfüllung. Ein Paukenschlag aus Luxemburg und seine Folgen, NJW 2011, SS EuGH, Urteil vom 16. 6. 2011 - C-65/09 u. C-87/09, NJW 2011, 2269. いへして、 したがって、取外しと取付けの費用の支払請求においては、目的物に瑕疵があった場合の取外しと取付けの費用を売主 Lorenz: aaO, NJW 2011, S. 2243)。つまり、ドイツ法が従うべき消費財売買指令三条は、 のような衝撃であった。すなわち、欧州裁判所の判決に「愕然とさせられる(erschreckend)」のは、その結論によって 仮定的な「約定」の解釈のために立法資料を用いるのはもちろん様々な事例を想定して緻密な解釈を かつ、例外としての追完拒絶権を否定した。これは、 ドイツにとっては、「ティンパニーの響き (Paukenschlag)」 (Lorenz, Stephan: Ein- und かりに約定していればどのように定めたであろうか、 フローリングブロック事件以来のドイツ判例理 欧州裁判所は、 2242. 欧州裁判所に鼻毛を抜かれたドイツ人の 当事者の意思を補充・推定する役 (einem Zirkelschluss nahe)」 (いずれ 原則としての取外しと取付け 取外しと取付けの 意思解釈に他

BGH, Urteil vom 21. 12. 2011 – VIII ZR 70/08, NJW 2012, 1073

ち立ててきたドイツ民法学者の態度とは、余りに見事なコントラストであった。

- 77 BGH, Urteil vom 17. 10. 2012 - VIII ZR 226/11, NJW 2013, 220. ここでの「ゴム」は、 人工芝運動場建設資材であった。
- (%) BGH, Urteil vom 2. 4. 2014 VIII ZR 46/13, NJW 2014, 2183
- 19)従来の同条三項・四項はそれぞれ新四項・新五項となった。

(8)なお、このように追完費用を売主に負担させることは、長期的には、その負担は価格に転嫁されることになるので、事業者にとっ 〈80〉それに対し、契約は、あくまで売買であって請負ではないのだから、取付け・取外しまでは「代替物の引渡し」に含まれない、 という否定説も想定することができる。そして、否定説を採った場合に、取付け・取外しの費用相当額は、 るときにはそれを損害賠償請求することができる(民法五六四条、民法四一五条一項)、と解する余地もある。 売主に帰責事由があ

て対処できないほどの不利益とはならないことは、ドイツにおいて既に言われている(拙著二四〇頁)。

討論

質演者)

司 司

発言順 曽野裕夫 吉田邦彦

ということだと思います。 当利得による返還の話になる、と。弁済としてなされた場合には 法律上の原因」があるのだから、給付を保持することができる

がよいものになっていると思うのです。基本的にはまず、

しての給付がなされたかどうかを見て、もしそうでなければ、不

根本尚徳

す。弁済としてなされた場合に買主が追完請求権を取得すること が「法律上の原因」なのだ、ということなのですが、むしろ、契 お尋ねしたいことが二点あるのですが、まず一点細かいことで

約に基づいて弁済がなされた訳ですから、契約自体が法律上の原 の取得が「法律上の原因」なのはなぜでしょうか。 因になるのではないか、と思います。そうではなく、

とがこの問題の分かりやすさに繋がるご質問を有り難うございま では、改正前も種類売買についてだけは追完請求権が規定されていた(ドイ なご質問、 田中宏治(千葉大学大学院社会科学研究院教授)曽野先生、 改正で挿入されたのは、ドイツででも日本ででも同様です〔ドイツ ると思います。要するに、かつては無かった追完請求権の規定が 改正前の法律と比較をすると、曽野先生に対するお答えにな おそらく他の方も疑問に思われてその点を説明するこ 非常に重要

ただくか、あるいはボタンでの挙手をお願いします。曽野先生お

願いします。

お願いします。ご発言をご希望される方は、画面をオンにしてい ございました。それでは皆さん、どこからでもご自由に御議論を

(北海道大学大学院法学研究科教授・司会)田中先生、

有り難う

大変ためになりました。 点は面白くて、日本で議論されていないことだと思いますので、

も有り難うございました。「異なる物の給付保持」についてお尋ね

**曽野裕夫**(北海道大学大学院法学研究科教授)

田中先生、今日はどう

ツ民法旧四八〇条一項)」。

(一) 「異なる物の給付保持」

の「法律上の原因」

します。約定の目的物よりも高価な物が引き渡された場合の問題

はないからです。その場合には、保持の「法律上の原因」にはな を引き渡しても、 いのであれば、給付保持はできません。目的物以外の「異なる物 追完請求権の規定が無く、 弁済としてという意思があるだけでは、 追完請求権を買主が取得しな

しかし、改正後は買主が追完請求権を取得するので、それを「法らず、不当利得が成立します。

うことになります〔拙著一〇九頁「3 肯定説が素直な解釈か?」参照〕。ということではなく、買主が追完請求権を取得することだ、とい因」が何か、と問われれば、あくまでも、弁済として給付されたそれが日本でも問題になるだろう、という趣旨です。「法律上の原律上の原因」として保持できるか、というのがドイツで問題になり、

#### 1)「弁済として」の解釈

ありません。通常の意思解釈として弁済としてなされたかどうかの給付保持」の問題に特殊な解釈方法が主張されているわけでは田中 それは、弁済となるかどうかの意思解釈の問題です。そして、というのを敷衍していただけると幸いです。 というのを敷衍していただけると幸いです。 お尋ねしたいことの二点目は、そもそも弁済としてなされ

まず、そのような場合に、弁済の意思はあるのでしょうか。後は錯誤の話になるかどうかが問題となる、という気がします。何を引き渡していたとか、というときには、弁済の意思はあって、を勘違いしていたとか、というときには、弁済の意思はあったかゴルフの売買契約でBMWを引き渡した、という場合において、ゴルフの売買契約でBMWを引き渡した、という場合において、単野することになります〔二(五)(b)〕。

の二つの例を挙げれば分かりやすいかと思います。 田中 弁済として引き渡す場合と、弁済でなく単に引き渡す場合

たとえば、販売店が、社内のミスでBMWの書類を作ってBM Wを引き渡してしまい、買主も――通常はそのようなことは無いと思いますが――BMWとゴルフの区別も付かないような車に疎い人で、引き渡されたBMWを自分が買ったゴルフだと思って、利用して引き渡されたBMWを自分が買ったゴルフだと思って、利用して引き渡された。しばらくして、他人から、「それはBMWじゃないか」と指摘されて、「え、そうなの?」となった場合に、給付保持が認められる、というのが肯定説です。

は当たらない、ということですね。それは分かります。

「いう別は、代車として、引き渡す、という場合には弁済にはないので、もちろん給付保持はできない、ということです。はないので、もちろん給付保持はできない、ということです。はないので、もちろん給付保持はできない、ということです。という例は、たまたまゴルフを売った販売店が、ゴルフの売買契という例は、たまたまゴルフを売った販売店が、ゴルフの売買契

それに対して、弁済としてではなく単に引き渡してしまった、

田中 はい、代車の場合もそうです。

すか。 **曽野** しかし、契約の履行をするつもりで、BMWを渡してしまっ

**田中** はい、意思はあり、取り消せない、と考えます。

)「異なる物の給付保持」と任意規定の解釈

曽野 には給付保持ができる、ということになりますね ということは、 契約の履行としてBMWを引き渡した場合

れども、そこで問題とされるのは、売買の規定に従って追完請求、るのは、ドイツ民法八一二条一項の「法律上の原因」なのですけ ところであります。たしかに、直接に規定の解釈として問題にな はい。ただ、ここは、ドイツ人に訊いても意見が分かれる

定は、任意規定ですので、 権が発生することが「法律上の原因」になるか否かです。したがっ 本質的には、売買規定の解釈の問題です。そして、売買の規 究極的には、社会通念に沿った解釈を

説です。

ときに保持を認めるのが社会通念なのか、 なのか、です。肯定説が多数説というのは、保持を認めるのが社 するべきだ、という点まではドイツ人も一致しています。ドイツ 人の判断が分かれるのは、一般の取引で、異なる物が給付された 認めないのが社会通念

言えないはずだ、そのような社会通念が実現するように任意規定 どうして通信販売が出てくるかといいますと、 例ですけれども、実際に多いと言われるのは、通信販売の例です。 を解釈するべきだ、という判断を肯定説はするわけです。 た場合に、社会通念上売主はプレミアムビールを返してくれとは プレミアムビールが送られてくる、ということが通信販売で起っ 言う機会がないからです。たとえば、並みのビールを買ったのに、 確認して受け取る訳ではないので、「買った物とは違いますよ」と 会通念に合うという意見が多数だ、という意味です。 ゴルフの売買でBMWを引き渡したというのは、 買主が現物を目で 極端な講学事

いてのご指摘を有り難うございます。

う判断ですので、異なる物の給付がされた場合の当事者意思は社 これの場合の当事者意思は社会通念上こう解釈するべきだ、 会通念上保持を認める、と解釈するべきだ、と判断するのが肯定 には当事者意思の解釈です。そもそも任意規定の解釈とは、 はい。売買の規定は任意規定ですので、その解釈は究極的 最後のところを確認したいのですが、もう一度お願いします。

田中 釈の話、 はい。 契約解釈の話になる、 任意規定の解釈は意思解釈に帰しますので、 ということですか

四 錯誤取消しの可否

と言えます。

田中 曽野 それとパラレルの話のような気がします。 たのですが、錯誤の事例との関連も非常に重要です。その点につ の問題です。もしこの場合に錯誤の取消が認められるとしますと、 ルフだと思ってゴルフの安い価格で売ってしまった、という「錯誤 はい。その点も、今日の私の報告の中では省略してしまっ それからもう一つ。ゴルフとBMWの話です。 B M W をゴ

おっしゃったように―― の錯誤」 ん。いわゆる「基礎事情の錯誤」、 曽野先生からご指摘いただいた事例は、 の事例です。その場合に、 「異なる物の給付保持」 あるいは従来の言葉での 法改正によって現在のわが国 の事例ではあ ・曽野先生が意

では、 契約不適合責任規定と錯誤規定の重複が問題になります。

曽野先生は、 その場合に錯誤の規定が適用されうる、 弁済の錯誤取消しを認めないことと間に問題が生じ という多数

曽野 整合性の問題です。

る、という趣旨のご発言だったと思います。

田中 て錯誤規定の適用を排除します。 しかも、「基礎事情の錯誤」による取り消しもできない、と一貫し はい。その点ドイツでは、弁済の錯誤取消しもできないし、

規定の適用が排除される、と解釈するべきだ、と考えています。 契約不適合責任が生じる場合には、それによって、錯誤取消しの そして、日本法でもそう解釈すべきと私は考えています。つまり、

先生の学説なのですが― 合責任優先説」という、 適合責任の規定も適用できる、それらは選択的に主張できる、と たしかに、比較的多数の人は、錯誤の規定も適用できるし契約不 お考えだと思います。けれども、 学説に私は賛成しています 〔注 (72)、拙著 ――これは私の学説ではなく京産大の古谷貴之 その解釈とは違って、「契約不適

性を取るようにしなければいけないとお考えですか。 うことが分かりました。 はい。ドイツでは錯誤規定との整合性が取れている、 日本法でも、どちらに転ぶにせよ、 整合 と

四五四頁]。

もよいとは思うのです。けれども、 意思と契約締結の意思とは、錯誤については理論上異なる扱いで そうしなくてはいけない、ということではなくて、 整合性を取った方が、美しい 弁**、** 済の

> 解釈になるとは思います。 有り難うございました。

田中 有り難うございます。

**吉田邦彦**(北海道大学大学院法学研究科教授) 五 瑕疵担保から見た学説と実務 いいですか、

田中 はい。吉田先生お願いします。

も論 吉田 に入る前に、ご報告に即しながら三つほど伺いたいと思 田中君、ご報告ありがとうございました。それで、「そもそ

とですけれども――ドイツの議論は、 の議論なのでしょうか…。 がある、前者の方は、 一つは、今日は二つの問題をお話しされ、 -日本の債権法改正でも議論が無かったとのこ Zum Beispielという頭の中で 後者は判例

田中 はい。そうなのです。

吉田 のですね。 確認したかったのは、 前者に裁判例が無い、 ということな

田中 はい。

吉田 すけれども、民法学者の多くの議論が社会的要請に応えてこなか 条では、 から確認した次第です。というのは、かつての日本の民法五七○ な事例が実際上出てくる、 裁判例が無くても、 たとえば、 欠陥住宅問題が現実には凄い数があるわけで という議論の実際上の重要性という点 先程言われたように、 通信販売のよう

という知見があれば、教えてほしい、と思います。た、ということがあったものですから、それがどうしてなのか、

にず、「『だこののなけれるでは、高見ななトーの最近のででなる時のかにしていただけるご質問で、有り難うございます。れな言い方かも知れませんが、全体の中での私の報告の位置づけれる言い方がも知れませんが、全体の中での私の報告の位置づけ

とは異なる物を保持できることになって契約成立時の当事者の意 例は考えるわけです〔拙著五八頁参照〕。そして、「異なる物の給 という論点です。これは注(10)に掲げておきましたが、要する この二つの論点が二大論点で、 思とぶつかってしまう訳です。そして多数説は、売買の規定を貫 付保持」の問題でも、 を優先して、特定物売買でも代物請求を肯定する、とドイツの判 できるかどうか、という、契約成立時の意思と売買の規定が正面 に特定物売買においても瑕疵ある物が給付された場合に代物請求 もう一言付け加えさせていただくと、古典的な二大論点の一つと くという点で「特定物の代物請求」と共通した解釈を採ります。 からぶつかってしまうという問題です。 言ってよいものでありまして、もう一つは、「特定物の代物請求」 んだ理由を先程、古典的論点だからだ、と申し述べました。 まず、「異なる物の給付保持」という論点を今日の報告の中で選 売買の新しい規定を貫いていくと、目的物 前者には判例があり、 結局は、売買の規定の方 後者にはあ

吉田先生のご指摘は、わが国でも瑕疵担保責任について学界が

出ていないものもあります。

りません。要するに、論点について判例が出ているものもあれば、

反映されなかった、ということだと思います。も役に立たなかった、特に今回の債権法改正上は、余り有効には多大な労力を費やしてきましたけれども、それが実務上は必ずし

これがお答えになるか分からないのですが、ドイツの瑕疵

と比べて格段に記述の量が減ってしまって、以前は一頁半位にわ ことが当たり前になされているという点が率直に羨ましいと思 学説を引用して判決を書き、学説を引用して立法をする、という たって書かれていたのが現在では三行位になっています。 ての論点としては消滅しています。現在の教科書では、 ○○六年)に連邦通常裁判所の判例が出たために、論争の対象とし ます。今日の論点との関係で言いますと、当初から瑕疵担保の一 立法を重視しますし、 立法と非常に上手く結びついている、ということです。学界も判例 の議論を日本人の私が勉強して痛感するのは、 わけです。それに対して、「異なる物の給付保持」の方は、 大古典論点であった、「特定物の代物請求」の方は、 学界の議論を判例が吸収して昇華したという形になっている 判例・立法も学界を重視する。要するに 学界の議論が判例 一五年前 十五年前

そういう判例・学説・立法の三者が協同して論点を発見して熱ますので、教科書などの説明は三行位で簡単に済ませています。いたのが、立法されてしまうと、やはり論争の対象ではなくなり例が出続けている間は、教科書などでも非常に詳しく説明されてまた、今日の後半で扱った「追完請求権の範囲」の論点も、判また、今日の後半で扱った「追完請求権の範囲」の論点も、判

ありませんので、

現在でも論争の対象として残っています。

本の通説は、

実際上はほとんど変わらない、という面もあったかも知れない。

債権法改正でざっくり包括的になったから、

債権法改

ですから、

点としては消滅する、 いな、と思います。 く議論をして解決し、 というのは法の発展が非常に明確で羨まし 判例が確定するか法改正が実現した後は論

については、「塩釜声の新聞社事件」〔最判昭三六・一二・一五民集一 に思う、ということをお話しして、お答えとしたいと思います。 無益とは決して言いませんけれども、 るにもかかわらず〕それを延々と学説が議論し続けていたものです。 五巻一一号二八五二頁〕など判例があるのだけれど、 からずに、〔判例というのはそもそも法文の意味を明らかにするものであ それに対して、わが国の改正前民法五七○条の瑕疵担保の問題 判例と学説との間の連携が上手く取れなかったことを残念 労力を費やしたわりには、 判例の意味が分

ければ、

と思います。

#### パンデクテン式法典編纂における 「売買

という論文を書かれています。そして、それに対して、 的に収めてしまったのに対して、下森先生はご不満をお持ちだ、 潮見君等の尽力で、「契約不適合」というところでざっくりと包括 関係しますけれども―― うこうなったのだから、と言うのか。しかし、ドイツの先生の方が、 密な類型論と言うか、きちんと分けて議論されている。従来の 二番目は、 特定物かどうかを大前提とするかが議論だけれど 日本の債権法改正で、 五六二条では特定物・種類物の区別をせず、 -特定物のドグマなどにも 法律はも

> そいういう流れでよいのかどうか、ということもご教示いただき 過般の債権法改正に繋がっている。しかし、ドイツの議論を見ると、 五十嵐先生や北川先生の議論が転換点となって、それを踏まえて、 は聞こえたのです。けれども、民法学の数十年の歴史があって、 正後はそれでリセットを掛けて行く、というように最後の結びで

されていますので、契約各論の「売買」のレベルでは、 物が特定物・ るわけです。このうち「売買」であるという点については、 るという段階と、「法律行為」であるという段階と三段階持って 買契約」というのは、「売買」であるという段階と、「契約」であ は問われなくなりましたが、総論のレベル、それから、 報告すべきだったと思うのですが、特定物・種類物 田中 この問題についてでは、そもそも私がもう少し の法律行為のレベルではその区別は残っています。すなわち、「売 なった、というのは、 ドイツでも、わが国でも、パンデクテン方式の民法典編纂が 種類物かを問わないというだけです。 あくまで「売買」の問題です。 その区別 0 区別が無く 強調してご その区別 民法総則 が困

買」、 類買主」という区別がありません。それに対し、②「契約」、③ るわけですが、①の当事者としての「買主」には、「特定物買主」 つまり、いわゆる「売買契約」が成立した場合の効力は、 2 「契約」、 3 「法律行為」という三つの効力の組合せであ

難なことがあることを前提に〔二(一)(b)〕、売買法の適用にお

ては両者を区別しない、としているわけです。

[47]

式法典編纂を前提とした、「売買」の目的物に関して特定物・種類区別は厳然として残っているわけです。あくまで、パンデクテン律行為」の当事者としては、特定物債権者・種類物債権者という

物の区別が一切無くなった、というのがドイツ法です。

一は難しくなった、と思います。 一は難しくなった、と思います。 一は難しくなった、と思います。 一は難しくなった、と思います。 一は難しくなった、と思います。

## (七) 利益考量 (衡量) 論との関係

は議論するのです。

認める必要があるので、 着かせることを両国ともやっているのではないか、という捉え方 例外の違いはあるかも知れませんが、 ているだけではないか、という感じがするのです。 権が認められるようになった、そうすると引換え給付的なものを 認めるか否かについては、日本法のコンテクストでは、 な議論がありますけれども、要は、 しになりましたよね。そうすると、 三つ目は、 続きなのですけれども、 したがって、保持も認めるのだと、お話 売主・買主の利益考量をやっ 方法論的には、 利益考量上穏当な所に落ち 異なる物の給付保持を ですから、原則・ ドイツで細か 追完請求

もできると思います。

その点はどう考えたらよいのか、

というの

失われつつあるので、その点では、ドイツの方が面白い

が第三点です。

田中 ます。たとえば、「異なる物の給付保持」の問題でも、どちらを原 しかし、それでも、 結果、落とし所としての結論が大きくは違わないことになります。 を認めません。 る場合にでも、 合には一般条項を用いて返還請求を認めます。逆に、否定説を採 たとえば、 肯定説を採る場合にでも、 則にするにせよ、例外としての一般条項の適用を認めますので、 のですが、 言えると思います。ドイツの学説を色々見ると、ドイツ人は、 本人に比べて法律構成が好きで結論を重視しないようにも見える たしかに、 石ころを買ったところダイヤモンドが引き渡された場 実は決してそうではありません。結論を非常に重視 つまり、 追完のために設定された期間の経過後は返還請求 結論を利益考量で導いているように見える、 どちらが原則か、という法的構成をドイツ人 利益考量をドイツ人もやっていて、 目的物の何百倍・何千倍の価値のある、

面白 合は、 吉田 と言うことがよく分かります。これは推測ですけれども、 戦わせるのを好む人が多いのではないか、 なのではないか、つまり意見の違いを鮮明にして、そして議論を 民法学の面白さというのは、 ;ったのです。ところが、最近は、そういう民法学の状況が 恩師の世代は 有り難うございます。さすがドイツ法学に通じておられる -星野先生を含めて― 向こうの先生は議論好きということ と思います。 論争好きだったので、 日 ドイツ

もかかわらず、多数説は、

同項の規定を、

買主が代物請求をする

主の受領義務が明記されているところでして、売主の履行権と言

をする場合も含まれる書き方になっている、

と推測したりしました。どうも有り難うございました。 有り難うございます。

売主が主体的に追完する権利の否定

まして、宜しくお願いします。ご報告を有り難うございました。 林耕平 (北海道大学大学院法学研究科准教授)林耕平と申します。 それでは、 林耕平先生お願いします。 初め

田中

それは、暗黙ではなくて、

明文の規定がある、

と通常解

大変興味深く聴かせていただきました。

になっています。しかし、この点に疑問があります。つまり、ド そして、「そうだとすると、買主の方が本来の目的物を代物請求す イツ民法四三九条五項は、 あるから(ドイツ民法四三九条五項)」というのが肯定説の理由付け るときにだけ、それと引換えに異なる物の返還義務が生じるので なる物」を「瑕疵ある物」と扱うと、という意味だと思います。 ると」とございますが、これは、ドイツ民法四三四条三項で「異 肯定説の理由付けとして、二(二)の最後の段落で「そうだとす 質問は、前半部分の「異なる物の給付保持」の問題についてです。 売主が瑕疵のない物を引き渡したとき

> と思うのです。 場合に限定して解釈している。そうすると、買主が代物請求をし 権は無いのだ、というのが肯定説の暗黙の前提となっているのだ、 売主が代物給付をする権利は無いのだ、 つまり追完

ということを明示する根拠規定だと通常解釈されています を明示する根拠規定だと通常解釈されています〔一(三)注 は、 という表題の規定で、「目的物に瑕疵がある場合には、 追完のための瑕疵修補と代物給付の選択についても買主の権利だ 定しますので、これが、追完というのは買主の権利だということ です。まず、ドイツ民法四三七条が「瑕疵があるときの買主の しています。 い代物給付を請求することができる」と規定しますので、これが、 つぎに、ドイツ民法四三九条一項が「追完」という表題の規定で、 「買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵の修補又は瑕疵のな 第四三九条の規定に従い追完を請求することができる」と規 ドイツ民法四三七条の規定と同四三九条一  $\overline{\phantom{a}}$ 項の規定

きる、と規定しているので、この条文を単純に読んだだけだと、 買主からの代物請求を受けて売主が代物給付をする場合だけでは は、売主は、買主に対して、瑕疵ある物の返還を求めることがで 買主が代物請求しないのだけれども売主が自ら代物給付 と思います。それに は、 常の履行請求権を考えると分かりやすいと思います。 うかとは直ちに結びつくのだろうか、という疑問があります。 だと思うのですけれども、そのことと、売主に追完権があるかど もちろん買主の権利ですが、 追完請求権が買主の権利だというのはおっ ドイツ民法四三三条二 しゃるとお 履行請求 一項で、

○九頁「3 肯定説が素直な解釈か?」も参照〕。

北法72(4:302)1260

では使わないようになっています。その代わりに「追完の機会」主体的に追完をする権利があるように見えてしまうので、ドイツま一三九頁」。現在では「追完権」と言う言葉は、あたかも売主にす。ただ、「追完権」という言葉を使っていたことがありました〔拙す。ただ、「追完権」という言葉を使っていたことがありました〔拙す。ただ、「追完権」という言葉を使っていたことがありました〔拙す。たべ、一覧主が追完を望むか否かにかかわら追完請求権です。売主の方が、一一買主が追完を望むか否かにかかわら

であるという趣旨から、追完の催告をする、という制度が取られが損害賠償を請求する前に一旦は売主に追完の機会を与えるべき銭支払を求められる、ということになると売主に酷なので、買主合に、直そうと思えば簡単に直せるにもかかわらず何十万円の金

という言葉を使います。たとえば、壊れた自動車を引き渡した場

ています。その追完の機会を追完権とは現在では言わなくなって

林(耕) ドイツの一般的な見解は、ドイツ民法四三七条の規定で、か、と考えています〔拙著四二一頁「5「追完権」という名称」参照〕。方もいますので、言葉遣いについての心配はご無用なのではない生方の文献を見ても、追完権という言葉を慎重に避けておられるいます。また、わが国でも、使わない方がよいと思いますし、先います。また、わが国でも、使わない方がよいと思いますし、先

する権利としての「追完権」というのは無いのであって、

追完が

追完が買主の請求権として規定されていることから、売主が追完

ると読むのが一般的だということですか。ということですか。要するに、そのようなことが同条に書いてあ問題になるのは、買主が追完請求したときだけだと考えている、

田中はい。そうです。

林(耕)

そうしますと、先程田中先生がおっしゃった、追完の優先

売主に「追完権」を認めないことは矛盾しない、両立している、ばならない、という考え方をドイツ民法が採用していることと、を行使するときには、まず売主に対して追完の機会を与えなけれつまり、追完に代わる損害賠償、代金減額、解除という救済手段

田中はい。そうです。

ということですか。

**(九)**瑕疵ある物を引き渡すだけでは売主の帰責事由は肯定され

認めるということですか。

林(誠) はい。それでは、他にどなたか。曽野・タイルの事件についてお伺いします。日本法の解釈論としたが、はい。それでは、他にどなたか。曽野先生お願いします。

ないけれども売主に帰責事由があるときには損害賠償請求としてのは、否定説を採る場合です。追完としての費用償還請求は認めとして認める、という全面肯定説です。損害賠償の話が出てくるして認めるには帰責事由が必要なので、帰責事由を要せず、追完田中 いいえ。損害賠償としてでなくても認めます。損害賠償と

営業利益を失った例では、

損害賠償請求はできますか。

ルが

が弱くて砕けてしまって、

認める、 というのが否定説です。

ます。売主はそれらを自ら製造するわけではありませんので、 渡し後の変色について責任がありません。 おいても、 きをブロックの組み合わせで作るための建材のことですが その話には前提があります。 売主には帰責事由が無い、 ―フローリングブロックというのは、 タイル事件とフローリングブロッ ということを前提としてい にもかかわらず、 フローリングという床敷 いずれに 引

田中 曽野 主は損害賠償義務を負わない、となるはずです。 が通常だということを前提に議論しています。 日本法でも同じだと思います。 日本法でも同じでしょうか。

田中

その場合にも、

売主には帰責事由がない、

その場合には、 と判断されるの という例ではどうですか

です。 んでしたので、分かり難かったと思います が問題の前提にございます。その点をきちんと報告で説明しませ いいえ。 帰責事由が無い場合がほとんどなのだけれども、 日本法の発想からしますと、 〔拙著二三〇頁参照〕。 というの にも、

取付け取外しの費用を負担させる、というのが全面肯定説 小売店が、タ 曽野 らでしょうか。 害賠償責任は認められないとおっしゃる根拠は、 る、 五~一五六頁〕、不可抗力でもないかぎり、 されるように
「例えば、潮見佳男
『新契約各論Ⅰ』
(信山社、 かったこと自体に帰責性が認められて、 ということになるのではないかと思うのです。 タイルの引渡債務は結果債務なので、潮見佳男先生が強調 損害賠償責任が認められ 適合した物を引き渡さな 帰責性が無 田中先生が 令 三 )

単なる納入者にすぎない売主には帰責事由はない、と思います。

仕入れて転売するだけの

Ŧī.

れないと思います。 害賠償請求することはできますよね。たとえば、 イルを売って、 いても同じように考えられませんか。 ルの変色のためにレストランが使えなくて営業できなかったとき 損害賠償請求できて、 その色が変わってきた、というときに、買主が損 タイルを剥がして代物を敷き詰める損害につ 帰責事由が無いという理由で免責はさ 敷き詰めたタイ

田中 はい。そうです。 そう思います。

吉田

今の点の確認ですけれども、ドイツは、

帰責事由について

か

過失とイコールにしていましたよね。

しかし、

潮見君の

0)

議

償請求できない、と考えます。 その場合にドイツでは、帰責事 由が存在しないために損害

タ 無い場合というのはドイツでも非常に限られてくるのではないで 厳格責任的な契約責任という解釈が定着してくれ 結果不実現で帰責事由があるのだ、というフランス流・英米流 論だと、ドイツも、帰責事由という言葉を使っても希釈化され ば、 帰責事由

変色というのでは事案が良くないかも知れませんので――タイ しょうか。

お客さんが入れないから営業ができ 田中 そのように考えることも可能かも知れません。 しか 売

疵の存在について売主には帰責事由は無い、 に多い場合だと思いますが 買契約における売主が単なる転売者=納入者だという場合 目的物に瑕疵があるときは、 という前提でドイツ その瑕 非常

吉田 人は常に議論しています〔拙著二三○頁参照〕。 やはり、 狭いのですね。

摘です。

つまり、この手の事件では、目的物の価額の何倍もの費

田中 はい。狭いのです。

どうも有り難うございます。

曽野 では、 取付け・取外しの費用償還請求は追完請求であること 損害賠償ではないとしたら、 費用償還請求の根拠は

追完請求権ですか。

田中 民法五六二条一項の規定する「代替物の引渡し」に含める、 明文で立法化したのが、 う解釈になるでしょう、というのが私の今日のご説明です。 が国の場合には、このような規定がありませんので、条文としては、 はい。 費用償還が追完に含まれる、 ドイツ民法四三九条三項の規定です。わ と解釈します。 それを とい

れなのです。

曽野 のは、 認めなかったタイル事件と「取外し」と はどうか、という気がします。その点で、 けていたのは「引渡し」までですから、そこまで含めてしまうの ついて請求を認めたフローリングブロック事件との違いがあるの 本来の給付とは違うのではないか、つまり、 「取外し」までは追完の一環だとしても、代物を敷き詰める 「取付け」費用の双方に 「取付け」費用の請求を 売主が引き受

> 田中 くの否定説は、 を区別する、という学説もございますが〔拙著二六九頁注 曽野先生のご質問で有り難かったのが、この事案の特徴のご指 いいえ、その点では同じです。そして、「取外し」と「取付け」 両方とも負担しなくてよい、という見解です 117

す。 売買代金が五〇〇ユーロで、敷き詰める請負代金が二;〇〇〇ユー用が掛かる、たとえば、今日の設例(三(一)(a))で、タイルの ているけれども仕方がないから法改正した、というのが一 させるべきではない、というのが元々のドイツ人の多数の意見で ような高額の費用を、安い売買代金しか受けていない売主に負担 取付け費用の方が高額になる、というのが事案の特徴です。 口と四倍掛かる、これは日本でもおそらくそうで、売買代金より それが欧州裁判所でひっくり返されたので、 ドイツ人は怒っ 連の流

題になりました。それは、 ドイツ人には大変なショックで、 欧州裁判所が、「いや、それでは駄目だ、負担せよ」と言ったのが、 を連邦通常裁判所(わが国の最高裁判所)が言っていたのに対して、 ングブロック事件で費用は売主が負担しなくてよい、ということ (75)のところにやや詳しく書いておきました。つまり、フロー ない売主が工事費用を払わされるのはどうなのか、 ルを売ったのにもかかわらず、その何倍もの費用を、 詳しいご説明をする余裕が無かったのですが、 曽野先生が 〔二〇一一年〕 当時非常に大きな話 おっしゃっていた、 レジュメの という問題 注

は 1 なのだ、と理解しました。また、そのようにいわば事例限定的に

一解をすると、

肯定説と否定説との間

!の違いも案外に小さい

のので

るように、

嫁して売ることになるはずです。

逆に、

用法上そういう費用

意識だったのです。

# 田中 有り難うございます。

林(誠) それでは、根本先生お願いします。(一一)ドイツ民法新四三九条三項の射程

フローリングブロックであったり、ゴムであったり、桟であったり、いうことです。すなわち、事案の目的物は、タイルであったり、の肯定説という考え方にも、一定の前提があるのではないか、とただきます。私が先生のお話を聴きながら思いましたことは、こ裁判所の肯定説という考え方の内容あるいは射程を確認させてい限関連して、田中先生のお考えと、ドイツあるいはヨーロッパのに関連して、田中先生のお考えと、ドイツあるいはヨーロッパのに関連して、田中先生のお考えと、ドイツあるいはヨーロッパのに関連して、田中先生のお考えと、ドイツあるいはいるです。今の点

をいただければ幸いです。

定型的にと申しますか、

どれも建物に取り付けられることが予定

たであろう立場に置かれるべきである」〔三(二)(a)〕ということ説の言う「目的物が契約内容に適合するものであればそうであっわて費用の負担を求めることが許されるのだ、というのが、肯定約の内容の中に取り込まれている、だからこそ、買主は売主に対取り付けて初めて意味を成す物です。したがって、取り付けられされている物です。置物にするのではなく、取り付けるのが通常で、されている物です。置物にするのではなく、取り付けるのが通常で、

うか。 じました。そこで、この点を確認させていただいても宜しいでしょ う少し広い射程を肯定説に見ていらっしゃるのかな、 は 田中先生と曽野先生とのやり取りを伺っていると、 対立もそのようなものなのかな、と考えていた次第です。 を深める、 やり ない つまり、 取りにおいて、 か、 条文などとの関係で原理的・理論的な対立を示し、 とのお話がありました。ここでの肯定説と否定説との とも考えました。先ほどの田中先生と吉田 肯定説の本来の内容なり射程なりについてご教示 ドイツの学説は、 結論では 大きく異ならな 田中 と疑問に感 邦彦先生と - 先生は しかし、

商店は、 利 きく取って高い価格を付けるようになるので、 対 (81) に書いておきました。つまり、 これも詳しくご説明する余裕が無かったのです 益とはならない、 して費用を負担させるのですが、 商品に瑕疵があるかも知れないことを考慮して値幅を大 したがって、そのような立法でもよい、 この立法は、 長期的に見れば、 結局はさほどの不 直接には売主 建材を売る 最 後 0 注

北法72(4・298)1256

根本先生

が

言わ

費用を価格に転

うことがドイツでも既に言われているのです。

取付けを前提とする商品については、

出てくると思います。

結局、判例・立法を受けて、影響を受ける商品と受けない商品がからない物である場合には、価格転嫁ということは生じません。

**根本** 今の田中先生のご説明は、ある一つの結論を採ったときの時間を採っても結果としては構わない、とが分配されるからその結論を採っても結果として経済・社会の中で費用後始末と申しますか、社会的な影響として経済・社会の中で費用

に議論を捉えることが許されるとすれば、 影響を与えているのではないか、ということです。 立つという性質を持つ物だということが当事者の暗 件に取り込まれるというのではなくて、実際に判例上争われた建 完の対象となる、という論理との関係です。 置いているのであって、 れていて、そのことが契約の内容、つまりは売主の義務の内容に 物の資材については、 り込まれるというプロセスが必要なはずで、 は売主の義務の内容になり、 柄が契約の内容の中に取り込まれる、 か、と考えた次第です。 私がむしろお尋ねしたかったのは、 それらは建物に取り付けられて初めて用に 余り広い射程を持っていないのではない (売主の帰責事由の有無にかかわらず) 追 そうであるからこそ、 契約を結ぶ段階で、 肯定説も事案の前提を その際に何でも無条 やはり契約内容に取 もしそのよう 紫の前提とさ ある事 ・それ

三五頁〕・欧州裁判所〔拙著二三八頁〕・ドイツ民法四三九条三項の法文〔三場合も含む、という不適切な内容を答えたものの、連邦通常裁判所〔拙著二田中 〔以下その場では、取り付けることを予定していない物を取り付けた

えるべきであった。お詫びして訂正したい。〕ることを予定している物」にドイツの判例・立法の射程は限定される、と答うことを予定しているので、――根本先生ご指摘のとおり――「取り付け(四)、拙著二四八頁〕、いずれも目的物の「用法に従って」他の物に取り付(四)、拙著二四八頁〕、いずれも目的物の「用法に従って」他の物に取り付

根本 懇切なご教示を頂き、誠にありがとうございました。

(一二) 費用不相当による売主の追完拒絶権(追完請求権の限界)と

損害賠償請求権

ありませんか。 
展開して行ってしまうような気がしますが、そのようなことは、 
展開して行ってしまうような気がしますが、そのようなことは、 
た様々な費用も履行請求権の一環として取れるのだ、という話に 
という話に 
というに射程を広く捉えると、債務不履行によって生じ

**田中** いいえ。大上段の話になってしまいますが、大まかに言えば、る逸失利益の損害賠償請求についても妥当するのでしょうか。う考え方で限定する、ということですね。それは債務不履行によ**曽野** 有り難うございます。費用の請求は、追完請求の限界とい

手を加えてい 主の一般的な請求権として導入された、という点が最大の新しさ ドイツ新債務法は、 の部分です。 権利としてみると、「追完請求権」というものが、 ないのです。大きく変わったのは、 損害賠償を含む債権総則の部分には、 |契約各則の「売買」 さほど 買

用が不相当に高額になる場合には、 大きくは変わっていません。ですので、追完請求権の範囲や限界、債権総則の制度で、それについては部分的には改正されましたが、 あくまでも追完請求権の話で、 権の範囲に、 たわけです。 なのです。 イツ民法四三九条四 の話も、 損害賠償の範囲とは全く無関係です。 したがって、それに関する学説・判例がわっと出てき それに対して、 取付け・取外しの費用も入るのだ、 項の規定に従って、遮断するのだ、というのは、 損害賠償というのは、 損害賠償請求権とは制度的には無 限界を超えるものとして、ド つまり、 しかし、その費 古くからある 追完請求

いました。

これが契約拡張の話になるのか、 吉田 れにせよ 過失や狭い意味での帰責事由を要求しながら、 井から落ちてきて子供が怪我をした、といういわゆる拡大損害は、 のも合わせて取り込んでいくのでしょうが、 償の問題だ、ということでしょうか。 今の点の確認ですけれども、 不法行為の話になるの たとえば、 タイル それはあくまでも が そういう か、 脆くて天 13

ず

1,

関係です。

は 有り難うございます。 その通りです。

どのような取引を念頭に置くか

林 (誠 それでは、 得津先生お願いします

思を模索する、 得津晶 なご報告を有り難うございました。吉田邦彦先生が おりましたが、この論点に関しては、 いたように、 (東北大学大学院法学研究科教授) 私も、ドイツはもっと概念的なお話なの ということで、 利益考量論に非常に 任意規定だから一 東北大学 の得 おっ 津で 似 かと思 7 般的な意 ると思 つって って

れるかもしれないけれども、 すら認められないところまで場合によっては認められることに を間違えてBMWを引き渡しても売主は追完できない。 ダイヤモンドと大して違わないように思うのですが 例ですと、 原則として給付保持を基本的に認め、 しては、一 なってしまうのではないでしょうか。 認めるという話であれば、 ツ民法四三九条三項の条文は、 になってきます。 しかし、 というのは、 般条項の調整はある、とおっしゃってはいたのです そうなってくると、 ドイツは石ころとダイヤモンドを間違えたら許してく かなり売主に厳しいように感じました。 根本先生のご質問にもありましたように 損害賠償を無過失でも認める日本法で 普段取り付けない物でも、 日本とドイツの 私の中ではゴルフとBMWは石ころと 「異なる物の給付保持」に関 売主側からの追完を認めな 違 ゴ ルフとB がある点が気 今日 ドイ が 0

であったのに対して、

ドイツは、

売主注意せよ、

イギリスでかつて黙示的保証が無かった時代に、

ように見えます。

は、売主が事業者、

法改正

買契約だから「売主注意せよ」とはしない操作可能性があると思 業者を懲らしめてやろうという観点が入るかもしれませんが-すけれども、林耕平先生のご質問のニュアンスからすると、 になるところです。私は日本の追完権の議論を全く知らないので うな――イーベイなどでC2Cの取引が増加しているのではない うことになります。ドイツでも、 います。それに対して、 ろうという立場のように見えました。 完権なのか追完の優先なのかきれいに分けておられましたけれども-か、と思うのですが、それでも、売主注意せよ、でよいのかが気 たということで、売主が事業者でないケースでも適用されてしま くまで消費財に限定して抵抗していたということですので、 欧州裁判所の判決に対して、 うことになると思います。 (新民法四三九条三項) で抵抗を諦めて一般法化してしまっ 一律に売主注意せよではなく、もう少しバランスを取 しかし、ドイツも、 買主が消費者というケースを前提としていた ドイツについてのご報告では、 追完請求権の範囲の問題に関しては ドイツの連邦通常裁判所の判例はあ ――日本のヤフオクやメルカリのよ 最終的に、二〇一七年の民 -事業者対消費者であれば事 ――一律に売 ドイツで 本来 追 うに、 田中 ということです。 というのを念頭に置くのに対して、若い人は、 販売で問題になる、と言う場合にも、人によって念頭に置く通信 さにその点についても、 べきだ、ということです。肯定説あるいは否定説のどちらかを一 全自動でなされるのだから異なる物の給付自体があり得ない、と ンゴ農家に電話してお上さんがリンゴを箱詰めして送ってくれる、 販売が全然違っておりまして、たとえば、古い教授であれば、 ております。そして、ドイツ人が「異なる物の給付保持」 念頭に置いているか、ということです。得津先生のおっしゃるよ せんでしたし、ドイツ人の論文にはなっていないけれども、 ご感触があれば教えてください。 いうことを言ったりします。 ツ人も考えている内容だと思います。 かなる態様の取引が存在するにせよ、「原則は立てておきたい」 しかし、 消費者間取引が増えてくる、ということは、ドイツ人も知 得津先生、 ドイツ人の議論を聞いていて共通だと感じますのは 非常に的確なご指摘を有り難うございます。 給付保持を肯定するか否定するか原則は立てる 今日の報告には全く入れることができま 宜しくお願いします。 つまり、 どのような取引を アマゾンのように

日本では、

その辺り何か 私も、 -ドイツ人が一番大切にしている-原則を立てておきたい、

ということなのだと思います。

された物との価額の差などに着目して一般条項を使って解決をす

その中で、取引の態様やさらに目

2 C では何か変わってくるのか。

たとえば、今日のご報告にあっ

る場合がある、

ていると思います。

応は原則とすることが必要なのだ、という認識につい

ては共通

般条項的処理が活用されるのかも知れません。

C2Cが増えてもご報告の内容は揺るがないのか、それとも、C 大丈夫なのか、ということをお伺いしたいと思います。要するに、 はそのような操作可能性がないような気がするのです。それでも は聞こえませんが

盛大な拍手をお願いいたします。

田中

有り難うございました。

のわれわれも想定できない取引が出てくることもあるでしょう。 べてが解決される、ということは考えておりません。今後、 というところから日本法解釈について――ドイツ人と同じように 応肯定説を出しておきました。 また、「異なる物の給付保持」 の問題について、ドイツで判例が けれども、 もちろん、それです 現在

答えしておきたいと思います。 きます。まずは、ご指摘のとおり、 論が改めて洗練されてゆくでしょうから、 ドイツ人は原則を立てようとしているのだ、という形でお 取引態様は色々あり得るけれ それを見守ることがで

早く出てほしいと思います。そうすれば、

この問題についても議

得津 般条項による処理、ということになりますか。 どうも有り難うございます。ということは、今のところは、

田中

はい。

思いますが…。 だきましたけれども ある方がいれば一名か二名というところとさせていただきたいと 後に今日ご報告いただいた、 の研究会は、そろそろ終了とさせていただきたいと思います。 んでしょうか。すでに四時近くになっておりますので、ご希望の (誠) はい、 それでは、 それでは、 反応ボタンあるいは画面をオンにして-いらっしゃらないようですので、 他にご発言のある方いらっしゃいませ 田中先生に一 ―いま得津先生がしていた 本日

> 吉田 すので、 討論を含めて売買法の中心課題に関わることだと思いますし、 イツの最先端のことを話してくださっている部分も多いと思 くださったので、是非北大の紀要に載せてもらいたいと思います。 質問ではないのですが、論文のようなレジュメを用意して 主催者の一人としてできればお願いできれば、 と思って

でそれも叶いませんでした。次回は札幌に来てもらって、 がら、じっくり裏話などもお聴きしたかったのですが、 います。 また今後とも宜しくお願いいたします。本当は、 林さんとこの点を詰めたいと思います。 食事でも コロナ禍

田中 る機会があれば、どうぞ気軽にお声をお掛けくださいますよう、 お願いします。今日は本当に有り難うございました。 有り難うございます。先生方も、千葉・東京にいらっし

きれば、と思っております。どうも有り難うございます

きます。 をお願いします。しばらくしたら私の方で、終了とさせていただ 誠 有り難うございました。それでは皆さんご自由にご退!

林

以上